

鶴見大学短期大学部
自己点検・評価報告書
平成24年度版

平成25年12月

刊行にあたって

短期大学基準協会は、平成17年度より開始した第三者評価が一巡したのを機に「第三者評価要綱」と「短期大学評価基準」を見直し平成22年7月にその改定を行い、8月には『自己点検・評価報告書作成マニュアル』も改定した。そして、これらの改定に関するパブリック・コメントを求め、それを反映させた改定版を、平成22年9月に公表した。本学は、この改定版に基づき、『自己点検・評価報告書』平成22年度版と23年度版を作成した。

その後、更に『自己点検・評価報告書作成マニュアル』は、平成24年7月に改定された。

本学は、平成25年度の「相互評価」を経て、平成27年度に2回目の「第三者評価」を申請・実施する予定である。このため、平成24年度版報告書は、新たな改定版マニュアルにより作成し、準備に万全を期すこととしたので、関係各位にはご了承の上、ご協力をお願いしたい。

本報告書の作成により、本学の現状がより正確に把握され、改善・整備に資することを期待している。

鶴見大学短期大学部
学長 木村 清孝

様式2-目次

目次

自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料	5
(1) 学校法人総持学園及び鶴見大学短期大学部の沿革	7
(2) 学校法人総持学園の概要	8
(3) 学校法人総持学園・鶴見大学短期大学部の組織図	9
(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ	11
①神奈川県・横浜市の人口・世帯数 平成20年度～24年度	11
②学生の入学動向	
学生の出身地別人数及び割合 平成20年度～24年度	11
③地域社会のニーズ	12
④横浜市の産業の状況	12
⑤鶴見大学短期大学部所在の横浜市の全体図	13
(5) 課題等に対する向上・充実の状況	14
①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のため の課題」で指摘された事項への対応について	14
②上記以外で、改善を図った事項について	14
(6) 学生データ	16
①平成21年度～25年度の設置学科等について	16
②平成20年度～24年度の卒業者数・修了者数	17
③平成20年度～24年度の退学者数	17
④平成20年度～24年度の休学者数	17
⑤平成20年度～24年度就職者数	17
⑥平成20年度～24年度進学者数	18
(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・鶴見大学短期大学部の概要	18
①教員組織の概要	18
②教員以外の職員の概要	19
③校地等	19
④校舎	20
⑤教室等	20
⑥専任教員研究室	20
⑦図書・設備	20
(8) 鶴見大学短期大学部の情報の公表について	21
①教育情報の公表について	21
②学校法人総持学園の財務情報の公開について	21

(9) 鶴見大学短期大学部各学科・専攻科ごとの学習成果について	2 2
(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム	2 3
(11) 公的資金の適正管理の状況	2 3
(12) その他	2 3
2. 自己点検・評価報告書の概要	2 4
3. 自己点検・評価の組織と活動	2 6
①鶴見大学短期大学部自己点検・評価委員会	2 6
②自己点検・評価の組織図	2 6
③組織が機能していることの記述	2 6
④『自己点検・評価報告書平成23年度版』完成までの活動記録	2 6
4. 提出資料・備付資料一覧	2 9
5. 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	3 9
基準Ⅰ—A 建学の精神	3 9
基準Ⅰ—B 教育の効果	4 0
基準Ⅰ—C 自己点検・評価	4 5
◇基準Ⅰについての特記事項	
6. 基準Ⅱ 教育課程と学生支援	4 9
基準Ⅱ—A 教育課程	5 0
基準Ⅱ—B 学生支援	5 5
◇基準Ⅱについての特記事項	
7. 基準Ⅲ 教育資源と財的資源	7 5
基準Ⅲ—A 人的資源	7 5
基準Ⅲ—B 物的資源	8 4
基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	9 4
基準Ⅲ—D 財的資源	9 7
◇基準Ⅲについての特記事項	
8. 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	1 0 5
基準Ⅳ—A 理事長のリーダーシップ	1 0 5
基準Ⅳ—B 学長のリーダーシップ	1 0 7
基準Ⅳ—C ガバナンス	1 0 8
◇基準Ⅳについての特記事項	
9. 選択的評価基準1. 教養教育の取り組みについて	1 1 1
10. 選択的評価基準2. 職業教育の取り組みについて	1 1 5
11. 選択的評価基準3. 地域貢献の取り組みについて	1 2 1

様式3－自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、鶴見大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成25年12月30日

理事長

乙川 暎元 (おとがわ えいげん)

学長

木村 清孝 (きむら きよたか)

A L O

上田 衛 (うえだ まもる)

自己点検・評価の基礎資料

様式4－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人総持学園及び鶴見大学短期大学部の沿革（1600字）

総持学園の歴史は故中根環堂師の発案により、仏教精神に基づいて良妻賢母を育てるべく、曹洞宗大本山総持寺の後援を得て、大正13年に光華女学校を設立したことに始まる。翌年には、総持寺開祖常済大師600回大遠忌記念事業として鶴見高等女学校を設立した。平成26年には、学園創立90周年を迎え、短期大学部附属三松幼稚園から鶴見大学附属中学、高校そして大学、大学院と、小学校を除く全教育過程を備えた総合学園となっている。

鶴見大学短期大学部は昭和28年、鶴見女子短期大学国文科の設立に始まり、昭和37年に保育科、保健科（現歯科衛生科）が開設され、平成25年には創立60周年を迎える。現在は男女共学となり、名称も「鶴見大学短期大学部」と変更されている。

学校法人総持学園小史

- 大正13年 光華女学校設立
- 大正14年 鶴見高等女学校設立
- 昭和19年 財団法人総持学園設立
- 昭和26年 学校法人総持学園に組織変更認可
- 昭和28年 中根環堂、学長、学園長に就任
- 昭和28年 鶴見女子短期大学設立、国文科入学定員40人
- 昭和31年 鶴見女子短期大学幼稚園教員養成所並びに三松幼稚園開設
- 昭和37年 鶴見女子短期大学に保育科及び保健科開設（入学定員各50人）
- 昭和38年 鶴見女子大学文学部開設（日本文学科、英米文学科入学定員各40人）
- 昭和45年 鶴見女子大学歯学部開設（歯学科入学定員80人）
- 昭和46年 鶴見女子短期大学を鶴見女子大学短期大学部と名称変更
- 昭和48年 鶴見女子大学を鶴見大学と名称変更、歯学部男女共学
鶴見女子大学短期大学部を鶴見大学女子短期大学部と名称変更
- 昭和52年 大学院歯学研究科開設（歯学専攻博士課程入学定員18人）
- 昭和53年 三松幼稚園を鶴見大学女子短期大学部附属三松幼稚園に名称変更
- 昭和63年 鶴見大学女子短期大学部保健科を歯科衛生科と名称変更
- 平成元年 大学院文学研究科開設
（日本文学専攻修士課程、英米文学専攻修士課程 入学定員各6人）
- 平成6年 大学院文学研究科開設（日本文学専攻博士課程（後期）入学定員3人）
- 平成7年 鶴見大学女子短期大学部に専攻科保育専攻開設（入学定員20人）
- 平成9年 大学院文学研究科開設（英米文学専攻博士課程（後期）入学定員3人）
- 平成10年 文学部文化財学科開設（入学定員60人）
- 平成11年 鶴見大学女子短期大学部を鶴見大学短期大学部と名称変更

短期大学部国文科、保育科男女共学

- 平成 14 年 大学院文学研究科開設
(文化財学専攻博士課程(前期)入学定員4人・(後期)入学定員2人)
- 平成 15 年 鶴見大学短期大学部歯科衛生科を2年制から3年制に移行
鶴見大学短期大学部国文科入学定員変更(200人から100人)
鶴見大学短期大学部専攻科福祉専攻開設(入学定員40人)
- 平成 16 年 文学部ドキュメンテーション学科開設(入学定員60人)
- 平成 18 年 鶴見大学短期大学部国文学士募集停止
- 平成 20 年 鶴見大学短期大学部国文科廃止
- 平成 22 年 鶴見大学短期大学部、(財)短期大学基準協会より第三者評価「適格認定証」
を受理

(2) 学校法人総持学園の概要

学校法人総持学園が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員
及び在籍者数(平成25年5月1日現在)

教育機関名	所在地	入学 定員	収容 定員	在籍 者数
鶴見大学大学院 歯学研究科歯学専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	18	72	70
鶴見大学大学院 文学研究科日本文学専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	9	21	9
鶴見大学大学院 文学研究科英米文学専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	9	21	4
鶴見大学大学院 文学研究科文化財学専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	6	14	13
鶴見大学歯学部歯学科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	* 120	880	731
鶴見大学文学部日本文学科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	90	360	438
鶴見大学文学部英語英米文学科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	90	360	373
鶴見大学文学部文化財学科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	60	240	291
鶴見大学文学部ドキュメンテーション学科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	60	240	285
鶴見大学短期大学部保育科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	200	400	451
鶴見大学短期大学部歯科衛生科	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	150	450	491
鶴見大学短期大学部専攻科保育専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	20	20	15
鶴見大学短期大学部専攻科福祉専攻	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	40	40	25
鶴見大学附属高等学校	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-2-1	180	540	555
鶴見大学附属中学校	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-2-1	180	540	369
鶴見大学短期大学部附属三松幼稚園	神奈川県横浜市鶴見区鶴見2-1-3	70	280	275

* 平成24年度定員変更(160名→120名)

(3) 学校法人総持学園・鶴見大学短期大学部の組織図

鶴見大学短期大学部教員数・事務職員数 平成25年5月1日現在

教員数	専任	43人	非常勤	75人
事務職員数	専任	9人	非常勤	人

その他<非常勤助手内訳>

保育科体育実技助手 2人

保育科ピアノ実技助手 15名

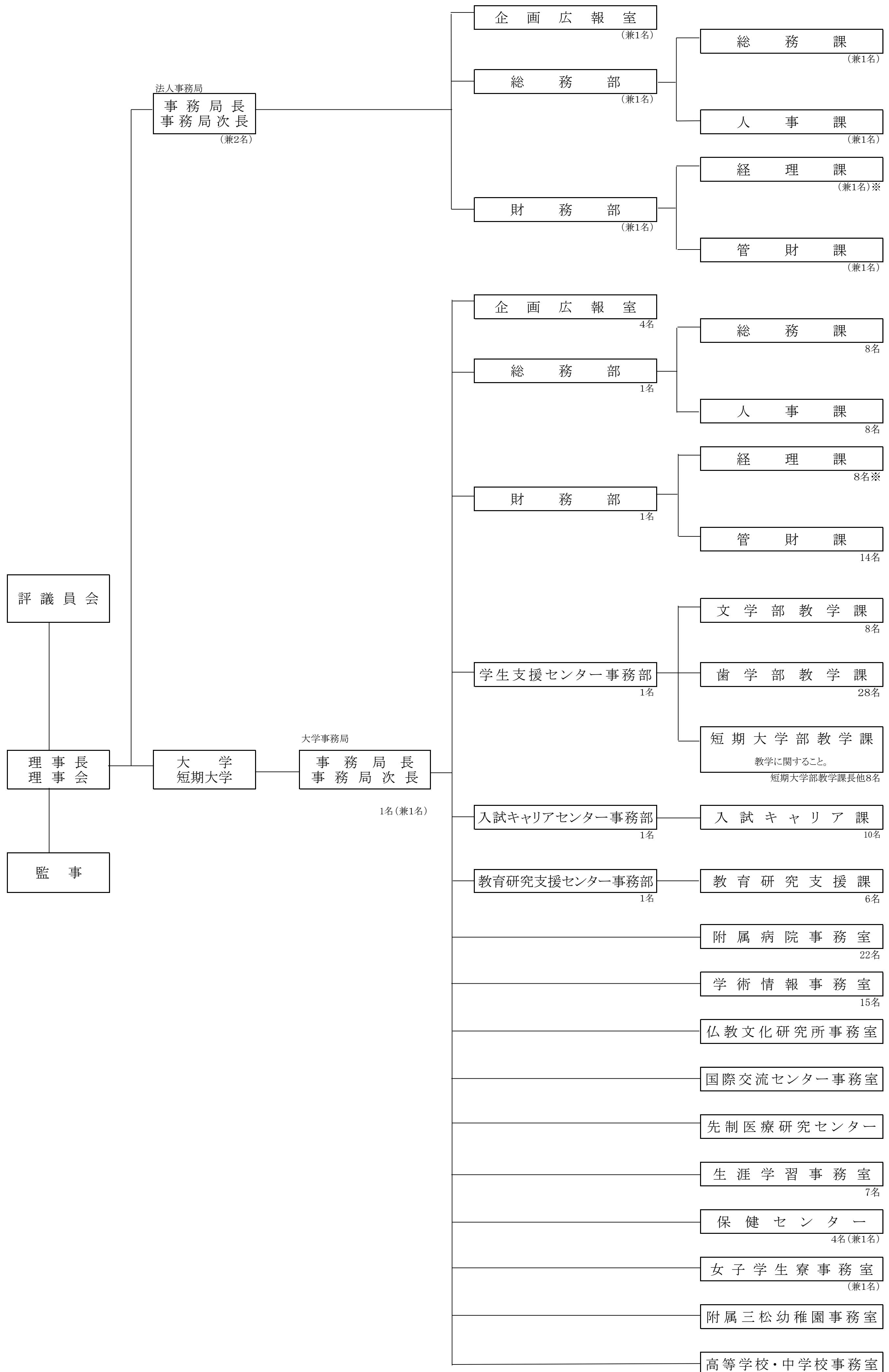
歯科衛生科実習助手非常勤 6名+2名=8名

合計25名

組織図

次頁に掲載

(3) 学校法人総持学園・鶴見大学短期大学部の組織図



(注) 法人事務局は大学事務局が兼任している。
 ※ 他機関からの出向者（経理課長）人数を含む。

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

①神奈川県・横浜市の人口・世帯数 平成20年度～24年度

区 分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
神奈川県	人口	8,916,854	8,974,075	9,008,743	9,044,930	9,052,730
	世帯数	3,743,926	3,802,548	3,841,011	3,855,676	3,884,553
横浜市	人口	3,635,033	3,659,010	3,672,985	3,686,481	3,688,624
	世帯数	1,542,127	1,566,960	1,582,149	1,587,531	1,598,341

※データは、毎年4月1日現在の数字で神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」から採った。横浜市の数は神奈川県のうち数。

②学生の入学動向

(i) 学生の出身地別人数及び割合 平成20年度～24年度

地 域		20年度 (374)		21年度 (378)		22年度 (404)		23年度 (421)		24年度 (422)	
		人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
主 な 都 道 府 県	神奈川県	252	67.38	274	72.49	295	73.02	299	71.02	333	78.91
	東京都	57	15.24	38	10.05	41	10.15	50	11.88	32	7.58
	静岡県	18	4.81	24	6.35	18	4.46	24	5.70	13	3.08
	千葉県	7	1.87	3	0.79	11	2.72	4	0.95	10	2.37
	新潟県	4	1.07	1	0.26	3	0.74	6	1.43	6	1.42
	長野県	4	1.07	5	1.32	5	1.24	7	1.66	5	1.18
	栃木県	4	1.07	4	1.06	1	0.25	6	1.43	2	0.47
	福島県	3	0.80	1	0.26	3	0.74	3	0.71	3	0.71
	青森県	1	0.27	2	0.53	6	1.49	1	0.24	3	0.71
	山梨県	2	0.53	2	0.53	1	0.25	4	0.95	2	0.47
	群馬県	0	0.00	2	0.53	1	0.25	2	0.48	2	0.47
	宮城県	2	0.53	1	0.26	0	0.00	2	0.48	2	0.47
	富山県	1	0.27	1	0.26	1	0.25	0	0.00	2	0.47
そ の 他	18	4.81	19	5.03	16	3.96	12	2.85	7	1.66	
合 計	373	99.73	377	99.74	402	99.50	420	99.76	422	100.00	

③地域社会のニーズ

最近の横浜市は、待機児童数が全国最多ということで重大な課題を負っている。この背景には、女性の目覚ましい社会進出を受けた国等の男女共同参画社会の推進が底流にあり、更に昨今の経済状況の悪化で家計のために仕事に出たいと希望する主婦が増えていることが挙げられる。特に都市部における保育所をめぐる状況は深刻になっている。この状況に対し厚生労働省も「待機児童ゼロ作戦」等の方策を展開しているが、まだ追いつかない現状といえる。だが、この現況は、保育所で働く専門職員を養成する学科をもつ本学にとって追い風ともいえる状況である。

更に昨今の高齢化社会の進展に伴って「人間の歯」を取り巻く状況も大きく変わった。齲蝕や歯周病が生活習慣病のひとつとして認識され、日々の生活状況が健康に影響を与えることが明らかになり、普段の口腔ケアの重要性が一段と増している。このことも口腔ケアの専門家である歯科衛生士を養成する学科をもつ本学にとってプラスの材料といえる。以上のような状況の中で本学の両学科とも卒業予定者のうちの就職希望者に対する求人件数が多い状況が続いており、これは、まさに地域社会のニーズがあることを示唆するものと理解して間違いないであろう。

本学は、これからも引き続き地域社会の要請に応えるため、社会ニーズを的確に把握し求められる人材を育て、その社会的な使命を果たしていく所存である。

④横浜市の産業の状況

平成23年1月25日(火)は、平成21(2009)年に横浜開港150周年をむかえ、それを記念したイベント「開国博Y150」が実施されたことを顕彰した記念碑の除幕式が行われた日である。まさに横浜開港150年の歴史は、東京から横浜までの東京湾西岸、京浜運河に広がる埋め立て工業地帯、いわゆる京浜工業地帯の発展の歴史でもあった。日本の工業が繊維・製紙・食品等の軽工業から、鉄鋼・造船・機械等の重工業へと変わり始め、広大な敷地や多量の資源が必要となり、それを受け入れ、送り出すための港が必要になったためである。

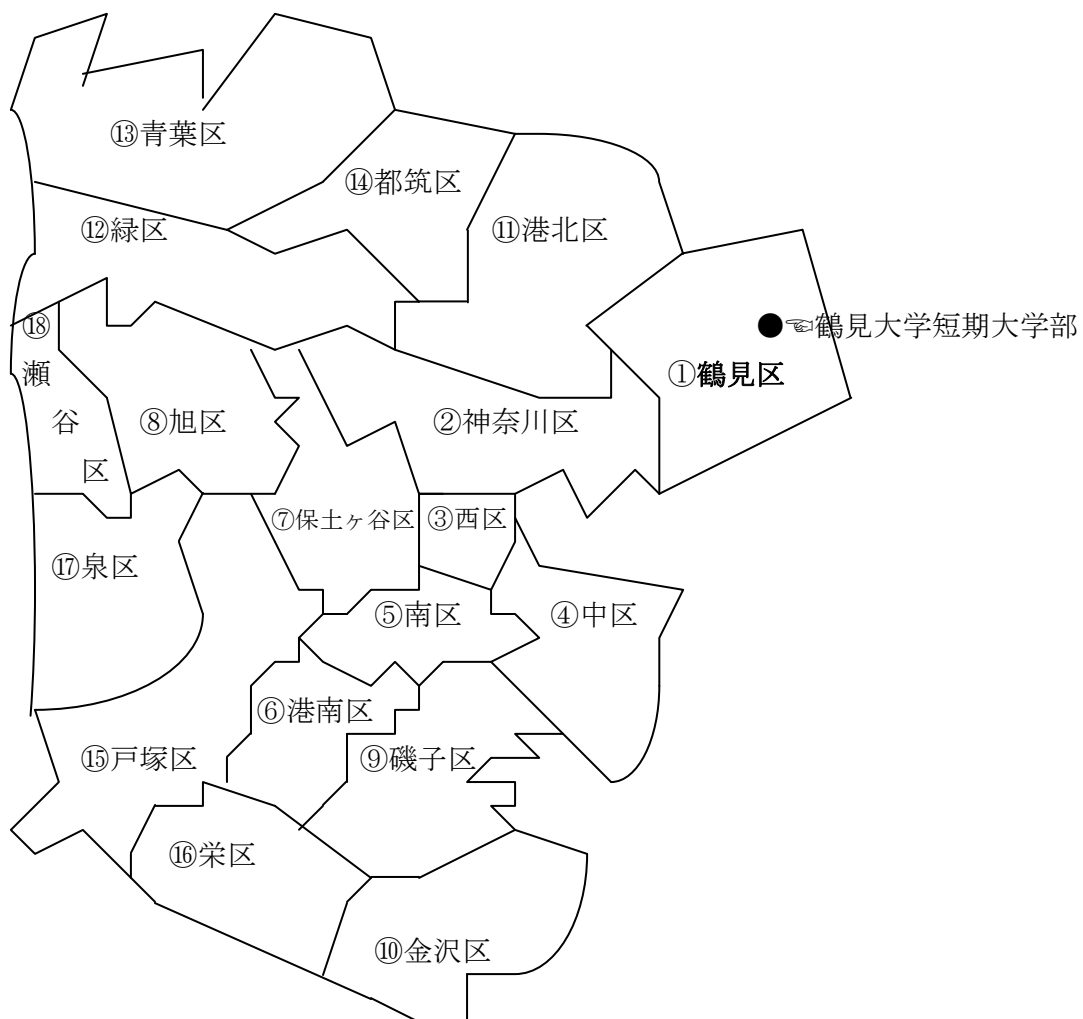
特に戦後の高度成長時代に入ると鉄鋼・非鉄金属・自動車・エネルギー等の産業が伸び始め、それに合わせて東京港修築計画等による港湾設備・道路等の産業基盤が整備され、一大工業地帯へと発展していった。横浜市は大黒埠頭・本牧埠頭の造成、根岸湾岸の埋め立て等が行われた。

横浜市の最近の状況としては、周辺地域に世界に冠たるエレクトロニクスメーカーや研究開発拠点多く存在し、これらをサポートする技術系の中小企業も重層的に集まっていることから、IT産業を新しいリーディング産業の一つと位置づけ、「横浜市IT産業戦略」が策定されたところである。また産業の中では、いわゆるサービス産業が中心となってきており、みなとみらい21地区の整備事業も進み、国際都市として今後の更なる発展が期待される。

⑤鶴見大学短期大学部所在の横浜市の全体図

現在18の区がある。

- ① 鶴見区 ② 神奈川区 ③ 西区 ④ 中区 ⑤ 南区 ⑥ 港南区 ⑦ 保土ヶ谷区
⑧ 旭区 ⑨ 磯子区 ⑩ 金沢区 ⑪ 港北区 ⑫ 緑区 ⑬ 青葉区 ⑭ 都筑区
⑮ 戸塚区 ⑯ 栄区 ⑰ 泉区 ⑱ 瀬谷区



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対 策	成 果
シラバスの記載内容について、授業スケジュールの中に必要な回数の授業計画が記されていない科目がある。	自己点検評価委員会からの付託を受け、教務委員会において、シラバスの記載内容について検討を行なった。その結果、シラバス作成にあたっては、授業の1回ごとの授業スケジュールの記載を必須項目とし、各科目担当教員へのシラバス作成依頼時には、文書並びに教務委員を経て必須項目の周知を行なった。また、作成期限後には、教学課において記載状況を確認し、記載不備の科目については、当該科目担当者に連絡のうえ、追記等を依頼した。	各科目担当者への周知徹底により、学外で行う実習科目を除いた全ての科目が、授業の1回ごとの授業スケジュールの記載がなされ、授業計画が明確となった。
評議員会は、少なくとも年3回以上の開催が望ましい。	評議員会は法人経営の諮問機関であることは従前より十分理解しているが、開催回数は、大学運営や当該年度の事業等に係ってくると認識している。	指摘を受けて特段の対策を講じたわけではないが、平成21年度は3回、平成22年度は4回、必要に応じてそれぞれを開催した。
教授会は、短期大学部長を中心とした運営実態に即して規程を改善することが望まれる。	指摘を受け、短期大学部内で検討を重ね、短期大学部学則変更を平成23年3月30日開催の理事会へ上程し、改正した。	短期大学部学則第11章の職員組織に短大部長を置くことを明記し、短期大学部と鶴見大学との連絡調整及び学長の諮問機関として、学部長会議を置くことを規定した。

②上記以外で、改善を図った事項について

学則においても短大部長の職位及び校務分掌について具体的に規定(学則第33条第1項第3号、第34条第3号)し、教授会の招集は、学長又は短大部長がこれを掌ることと規定(学則第36条第1項)した。更に教授会の議長は、学長の命を受け、短大部長がこれを掌ることとし、短大部長に支障のあるときは、学長があらかじめ指名した教授がこれを掌ることと規定(学則第36条第2項)した。また、この学則変

更に伴い教授会規程を改正した。

- ③過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。(本学は留意事項が付されていない)

(6) 学生データ

①平成21年度～25年度の設置学科等について

学科・専攻科の名称		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
保 育 科	入学定員	200	200	200	200	200	
	入学者数	197	220	222	221	237	
	入学定員充足率(%)	98.5	110.0	111.0	110.5	118.5	
	収容定員	400	400	400	400	400	
	在籍者数	382	412	441	437	451	
	収容定員充足率(%)	95.5	103.0	110.3	109.3	112.8	
歯科衛生科	入学定員	150	150	150	150	150	平成15年4月 2年制→3年制に移 行 収容定員変更 (300人→450人)
	入学者数	135	143	167	165	173	
	入学定員充足率(%)	90.0	95.3	111.3	110.0	115.3	
	収容定員	450	450	450	450	450	
	在籍者数	415	396	425	446	491	
	収容定員充足率(%)	92.2	88.0	94.4	99.1	109.1	
専 攻 科 保育専攻	入学定員	20	20	20	20	20	
	入学者数	10	20	4	11	14	
	入学定員充足率(%)	50.0	100.0	20.0	55.0	70.0	
	収容定員	20	20	20	20	20	
	在籍者数	10	20	4	11	15	
	収容定員充足率(%)	50.0	100.0	20.0	55.0	75.0	
専 攻 科 福祉専攻	入学定員	40	40	40	40	40	
	入学者数	36	22	28	25	25	
	入学定員充足率(%)	90.0	55.0	70.0	62.5	62.5	
	収容定員	40	40	40	40	40	
	在籍者数	36	23	28	25	25	
	収容定員充足率(%)	90.0	57.5	70.0	62.5	62.5	

② 平成20年度～24年度の卒業生数・修了者数（人）

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保 育 科	198	179	186	215	212
歯科衛生科	149	151	120	118	111
専攻科保育専攻	20	10	20	4	10
専攻科福祉専攻	31	35	23	28	25
タテ計	398	375	349	365	358

③平成20年度～24年度の退学者数（人）

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保 育 科	11	12	6	11	10
歯科衛生科	10	7	15	28	19
専攻科保育専攻	-	-	-	-	-
専攻科福祉専攻	1	-	-	-	-
タテ計	22	19	21	39	29

④平成20年度～24年度の休学者数（人）

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保 育 科	3	1	1	2	1
歯科衛生科	7	5	14	9	8
専攻科保育専攻	-	-	-	-	-
専攻科福祉専攻	-	-	-	-	-
-タテ計	10	6	15	11	9

⑤平成20年度～24年度の就職者数（人）

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保 育 科	133	126	134	170	163
歯科衛生科	138	141	113	115	107
専攻科保育専攻	6	2	0	0	3
専攻科福祉専攻	29	35	22	28	24
タテ計	306	304	269	313	297

⑥平成20年度～24年度の進学者数（人）

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
保 育 科	48	40	32	36	38
歯科衛生科	0	2	0	1	0
専攻科保育専攻	0	0	0	0	0
専攻科福祉専攻	0	0	0	0	0
タテ計	48	42	32	37	38

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

(平成25年5月1日現在)

①教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数 〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
保 育 科	7	7	4	-	18	11		4	-	37	
歯科衛生科	9	3	2	-	14	12		4	11	23	
専攻科保育専攻	〔5〕	〔5〕	〔4〕	-	〔14〕	-		-	-	1	
専攻科福祉専攻	〔2〕	〔1〕	-	-	〔3〕	-		-	-	14	
(小計)	16	10	6	-	32	① 23		③ 8	11	75	
〔その他の組織等〕	-	-	-	-	-				-	-	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							② 5	④ 2			
(合計)	16	10	6	-	32	①+② 28		③+④10	11	75	

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数を学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕②」には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。更に、

[ロ]の専任教員数に対する教授数を④に記入する。

4. 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行なった学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。
7. 上表の専攻科の〔 〕内の数字は、保育専任教員の兼任の数で、保育専攻は学位授与機構に提出した数、福祉専攻は開設時に登録した数。

②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	9	8	17
技術職員	-	-	-
図書館職員	-	2	2
その他の職員	-	1	1
計	9	11	20

事務職員（専任）短大教学課9
 （兼任）事務部長1、他基礎調査人員短大配賦7

図書館職員（兼任）短大配賦2

その他の職員（兼任）用務員1

③校地等（㎡）

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の 学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面 積 (㎡) [注]	在籍学 生一人 当たり の面積 (㎡)	備考 (共有 の状況 等)
運動場用地			29,914.3		29,914.3			
小計	839.6	99,744.5	12,789.5	113,373.6	8,500	10		
その他								
合計	839.6	99,744.5	12,789.5	113,373.6	8,500	10		

[注]短期大学設置基準上必要な面積

④校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	備考 (共有 の状況等)
校舎	4,262.9	29,019.4	24,421.9	58,404.2	6,850	

[注]短期大学設置基準上必要な面積

⑤教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
11	25	9	4	2

⑥専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
35

⑦図書・設備

学科	図書 [うち外国書]	学術雑誌 [うち外国 書](種)		視聴覚資 料(点)	機械・器 具(点)	標本(点)
	(冊)		電子ジャーナル [うち外国書]			
保育科	74,875[4,791]	355[36]	25[7]	345	22	0
歯科衛生科	115,583[18,586]	150[27]	16[13]	783		0
計	190,458[23,377]	505[63]	41[20]	1,128	22	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	7,366 ㎡	669 席	750,000 冊
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	7,536.7	師岡グラウンド サッカー・ラグビー・アメリカンフットボール 荒立校地 弓道場・テニスコート (4面)	

(8) 鶴見大学短期大学部の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載
2	教育研究上の基本組織に関する事	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	公式ホームページに掲載
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	公式ホームページに掲載
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	公式ホームページ及び各種刊行物への掲載

②学校法人総持学園の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	公式ホームページ及び大学報（毎年7月発行）に掲載。情報閲覧請求時には、法人の指定する日時・場所において閲覧可能。

(9) 各学科・専攻科ごとの学習成果について

(例) A学科の学習成果を・・・・・・に規定し、その学習成果については、次のような手法で向上・充実を図っている。

[保育科]

本学保育科は、2年間で幼稚園教諭及び保育士資格の取得を謳っている。そのため、短期大学での2年間のカリキュラムは非常にタイトなものになっている。そのため、選択科目の充実を図る余裕は大層厳しいものとなっている。そのような状況のもと、保育科及び専攻科の教育が妥当なものであるか、また卒業時の学生の学習成果がどのような状況にあるかを見極めるためには、各科目の単位取得状況・最終評価・幼稚園教諭免許・保育士資格の取得状況、そして就職率、とりわけ専門の免許や資格を活かした専門就職率の割合が目安となろう。更に専門職として巣立つのに相応しい内容を具備しているかを見極める目安として日々の学習成果を評価する単位認定試験において幅広い評価(試験、レポート、観察記録、実習ノート等)方式を採用し、調査能力、分析能力、発表力、表現能力はもとより積極性、協調性、集中力、適応力等の総合的な力がつくよう授業の工夫が図られている。

[歯科衛生科]

歯科衛生科においては、歯科衛生の分野で社会の要請に応えられる、豊かな人間性と歯科衛生の高い専門性を兼ね備えた歯科衛生士を育成することを目的として、歯科衛生士国家試験に合格し、社会貢献できるカリキュラムを編成している。同時に、建学の精神に基づく宗教学をはじめとする豊かな教養科目と、基礎知識を学ぶための科目も用意している。学習成果を向上させるために、「授業計画」を用意し、各科目ごとに授業全体の計画と内容を示し、各教員は板書、教科書、プリント、パワーポイントやDVDなどを駆使し、学生の理解を計っている。また、講義とともに、実習を並行して進め、実践的・体験的に学習できるようにしている。実習においては、各教科ごとにオリジナルの実習書と手帳を作成し、各段階で確認をしながら実習を進めている。

1年生から2年生前期までは基礎分野の科目とともに、専門基礎分野の科目を充実させ、同時に専門分野の科目の講義と基礎実習を設けている。2年生後期から3年生前期では、歯学部附属病院での歯科臨床実習、歯科診療所での歯科臨床実習、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、老人保健施設等での歯科保健指導の実習である臨地実習がある。3年生後期は、学習の総まとめとしての総合講義ほか、選択必修分野等の科目を学ぶ。

学習成果は、毎回のレポート、定期試験、出席態度などを総合して判定し、学生側からは授業評価アンケートをとって、教員の授業の反省に役立てている。更に、教員はFD講習を受けて、授業改善に役立てている。最終的には、歯科衛生士国家試験の高い合格率、及び卒業生に対する就職後の高い社会的評価により、学習成果は判定されている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育のその他の教育プログラム（本学はいずれも実施していない）

(11) 公的資金の適正管理の状況

公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する

本学における教育研究の充実・向上のための公的資金としては、科学研究費補助金があるが、平成 24 年度は 2 件の新規申請をしたが、採択はされなかった。前年度以前からの継続は 2 件となっている。

公的研究費の運営・管理については、以下の規程等に基づき学内組織における責任と権限を明確にし、その執行については、会計システムを導入して研究者別に執行状況を把握するとともに、内部監査員による監査を実施するなど適正に管理している。

- ① 学校法人総持学園経理規程
- ② 伝票の作成に関する規程
- ③ 鶴見大学研究費規程
- ④ 学校法人総持学園固定資産及び物品調達規程
- ⑤ 鶴見大学公的研究費取扱規程
- ⑥ 鶴見大学公的研究費不正使用防止計画
- ⑦ 鶴見大学競争的資金等の使用に関する行動規範
- ⑧ 鶴見大学競争的資金等に係る間接経費の取扱に関する指針
- ⑨ 鶴見大学研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱い規則
- ⑩ 鶴見大学受託研究取扱規程
- ⑪ 鶴見大学共同研究取扱規程
- ⑫ 鶴見大学秘密保持規程
- ⑬ 鶴見大学研究費助成事業内部監査規程
- ⑭ 鶴見大学外部資金に係る間接経費取扱規程

（上記規程のうち④、⑪、⑫は平成 25 年 4 月 1 日付制定施行した）

(12) その他

上記以外に、評価員が理解を深めるために役立つ情報があれば記述する。

本学は社会に貢献できる高い資質を持った専門的職業人の輩出が使命である。卒業時に保育科、歯科衛生科とも国家資格の取得を目指し、更に豊かな人間性と教養を備えた人材の養成を図るべく、座学の充実と学内外における施設での実習の充実に力を入れている。

2. 自己点検・評価報告書の概要（1600字）

概要は、四つの基準に基づいて記述する（1600字程度）

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

本学の建学の精神は「大覚円成（だいがくえんじょう）」「報恩行持（ほうおんぎょうじ）」として確立している。現代標記として「感謝を忘れず真人となる」、「感謝のこころ育んで いのち輝く 人となる」を定め、ホームページやあらゆる出版物に掲載し、その理解と周知に努めている。

禅の教えに基づいた教育目的、教育目標は社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する人材の育成であり、学生に向けて学則で明確に示している。

教育の質の保証については学校教育法、短期大学設置基準等の法令の変更を適宜確認し科会、教授会を通じて対応している。PDCAに関しては、各教員シラバスを作成し、学生からの授業評価により随時改訂を行い、教育効果の向上に努めている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

学位授与の方針を定め、教育課程の編成と実地の方針、入学者受け入れの方針及び学習成果の査定を明確に示している。

学生支援に関しては、学科・専攻科課程の学習効果を上げるため、教育資源の有効活用や生活支援、更に進路支援を大学組織全体で実施している。

入学者の受け入れに関しては、多様な選抜試験により受験生のニーズに応じており、その広報活動により明確に示している。また、生活支援、進路支援についても教員及び事務職員が協働して取り組んでいる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

人的資源については、本学の学科・専攻科の教育課程編成と実施の方針に基づいて教員組織を整備し、教員は教育と研究活動に積極的に取り組んでいる。更に事務組織の改変と整備を行い、人員を適正に配置し業務を円滑に行なっている。

物的資源については、両学科の教育課程の実施に基づいた校地、校舎及び施設設備は確保されている。また、これら設備の維持・管理や技術的資源の活用も適正に行われている。更に、「学校法人総持学園 施設設備総合整備計画」を策定し、耐震補強改修工事を随時実施している。

財的資源については、毎年度の事業計画の策定により、将来における財務状況を測定し、短期大学を含む、法人内の各学校の存続可能とする財政が維持されるよう努めている。財的資金管理については資金収支及び消費収支、貸借対照表の状況は健全に推移している。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

学園理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を十分理解し、学校法人総持学園を代表し、その業務を総理している。しかし、大本山総持寺監院が努めているため、毎月の理事会、学内理事会等の諸会議は開催できないが、副理事長及び常務理事を設け、円滑

な運営に努めている。また、学長は教育研究の向上や、評議会、教授会を通して円滑な大学運営に努めている。理事長、学長ともに職務を遂行し、リーダーシップを発揮し、ガバナンス体制は確立している。

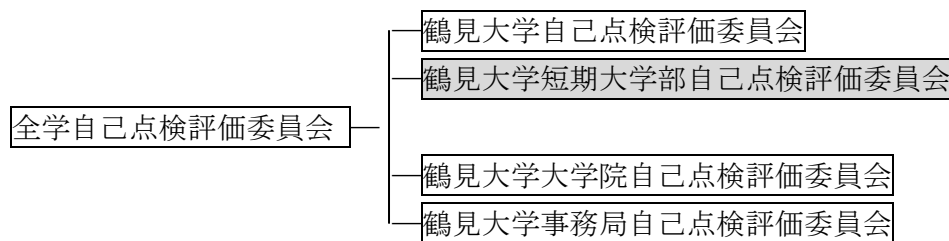
3. 自己点検・評価の組織と活動

① 鶴見大学短期大学部自己点検・評価委員会

平成24年度委員会の構成は下記の通りである。

委員長	上田 衛	(ALO・短期大学部長)
委員	山田吉郎	(保育科長・短期大学部教授)
委員	後藤仁敏	(歯科衛生科長・短期大学部教授)
委員	松本和美	(短期大学部教授)
委員	小澤晶子	(短期大学部教授)
委員	黒井和男	(学生支援センター事務部長)
委員	鈴木仁代	(学生支援センター事務部短期大学部教学課長)
委員	海野雅央	(学生支援センター事務部短期大学部教学課専門職)
書記	芳崎やよい	(学生支援センター事務部短期大学部教学課グループリーダー)

② 自己点検・評価の組織図



※全学委員会の下に、自己点検・評価報告書を作成するための専門委員会を置くことができる。

③ 組織が機能していることの記述

鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会は、通常定例教授会（原則第2木曜日）の終了後に月1回の頻度で開催している。短期大学部全体にわたる案件や短期大学部の他の専門委員会には馴染まないテーマについて審議し、一定の方向性が見えた段階で教授会に諮り短期大学としての意思決定を行なっている。短期大学部では、第三者評価実施の有無に係らず、自己点検・評価を毎年実施し、報告書を作成することになっているので、これに関わる事項については、この委員会で専ら審議を行なっている。また自己点検・評価報告書をまとめるに当たっては、ALO、両学科長や各関連部署の責任者は、与えられた課題について自己点検・評価を行い、検証し報告書を作成するが、各部署から提出された原稿をとりまとめるのもこの委員会の重要な役割である。最終的にひと通りまとまった報告書を改めて委員会に上提し、承認された段階で教授会に諮り正式なものとして取り扱うようにしている。

④ 『自己点検・評価報告書 平成24年度版』完成までの活動記録

平成25年4月11日

上記の委員会に於いて『平成24年度版 自己点検評価報告書』の作成について審議が行われた。まず、担当の職員より下記の通り説明があった。

『平成24年度版 自己点検評価報告書』の作成に当たっては、相互評価の実施が同時進行で行われるが、例年通り4月中に関係部署に原稿作成の依頼をし、6月中に原稿を提出願う予定である。なお、提出に当たっては、短期大学基準協会の「自己点検評価報告書作成マニュアル」が、平成24年7月に一部改訂されているので十分注意願いたい。

また、平成24年度版は、備付資料については一部簡略化された内容のものとする。

検討の結果、上記の説明の通り実施することが決まった。

平成25年4月30日

本日の日付で関係部署各位に6月27日までに原稿を提出する旨の原稿作成依頼文書「自己点検・評価報告書の作成について」「自己点検・評価の仕方とその記述」の二文書を添え送付した。

平成25年6月30日

原稿の提出状況を確認すると未だ一部であった。提出された原稿の入力を行うと同時に原稿の提出状況をALOに報告する。

平成25年9月17日

原稿の提出状況を確認すると殆ど提出済みとなったため、原稿の入力を完成させ、ALOに一部提供するとともにその状況を報告した。

平成25年12月4日

一部残っていた原稿未提出者から原稿が出されたので、当該原稿を入力し学長と事務局長に12月20日締め切りで原稿提出を依頼する。

平成25年12月24日

学長と事務局長からも原稿が提出され、報告書の原案が完成した。

平成26年1月16日

短期大学部自己点検評価委員会において『平成24年度版 自己点検評価報告書』の原案について担当者から説明があった。1月末までに各委員に最終的な見直しを要請され、その結果を踏まえ修正を加えた上で2月末までに同報告書を完成させることが決まった。

提出資料・備付資料一覧

様式5－提出資料・備付資料

記述の根拠となる資料等

提出資料一覧

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	(1) 創立80周年記念 未来へはばたけ 夢と希望 (2) 学生生活 平成25年度
B 教育の効果	
教育目的・目標についての印刷物	(2) 学生生活 平成25年度 (3) 履修要項 平成25年度
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	(3) 履修要項 平成25年度
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	(4) 鶴見大学短期大学部学則 (5) 鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	(3) 履修要項 平成25年度 (6) 鶴見大学短期大学部学位規程
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	(3) 履修要項 平成25年度
入学者受け入れ方針に関する印刷物	(7) 募集要項・入学願書 平成26年度 (8) 大学案内 2014年
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧教員名、担当授業科目、専門研究分野	(9) 授業科目担当者一覧 平成25年度 (10) 時間割表
シラバス	(11) 授業計画 保育科 平成25年度
	(12) 授業計画 歯科衛生科 平成25年度
	(13) 授業計画 専攻科 平成25年度
B 学習支援	
学生便覧（学則を含む）、学習支援のために配付している印刷物	(2) 学生生活 平成25年度
短期大学案内・募集要項・入学願書	(7) 募集要項・入学願書 平成26・25年度
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	

「資金収支計算書・消費収支計算書の概要 (過去3年)」[書式1]、「貸借対照表の概要 (過去3年)」[書式2]、「財務状況調べ」[書 式3]及び「キャッシュフロー計算書」[書 式4]	(14) [書式1] 平成22～24年度 (15) [書式2] 平成22～24年度 (16) [書式3] 平成22～24年度 (17) [書式4] 平成22～24年度
資金収支計算書・消費収支計算書 過去3年間(平成24年度～平成22年度)	(14) [書式1] と同じ
貸借対照表 過去3年間(平成24年度～平成22年度)	(15) [書式2] と同じ
中・長期の財務計画	(18) 消費収支状況の推計表(高中校を除く) 平成14～29年度
事業報告書 (過去1年)(平成24年度)	(19) 事業報告書 平成24年度
事業計画書/予算書 第三者評価実施年度の平成25年度	(20) 事業計画書 平成25年度 (21) 予算書 平成25年度
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	(22) 学校法人総持学園寄附行為 平成20年4月1日施行

※アミカケのものは、平成24年度版では、提出を求めないこととする。

備付資料一覧

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	(1) 創立80周年記念 未来へはばたけ 夢と希望 (2) 大本山總持寺の成立と発展 (3) 鶴見大学の宗教行事
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	(4) 新入生本山一泊参禅会実施要領 (5) 鶴見大学全学参禅会実施要領 (6) 名刺及び封筒に「建学の精神」現代的表記の記載
C 自己点検・評価	
過去3年間に行なった自己点検・評価に係る報告書等	(7) 自己点検・評価報告書 平成21～23年度版
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表 第三者評価実施の前年度の平成24年度に卒業した学生が入学時から卒業までに履修した科目について	(8) 保育科単位認定の状況表 平成24年度卒業生 (9) 歯科衛生科単位認定の状況表 平成24年度卒業生 (10) 専攻科保育専攻単位認定の状況表 平成24年度修了生 (11) 専攻科福祉専攻単位認定の状況表 平成24年度修了生
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	
卒業・修了者数	(12) 平成20～24年度の卒業生数・修了者数
資格取得率	(13) 平成20～24年度の保育科・歯科衛生科・専攻科福祉専攻における免許・資格の取得状況
保育専攻・学位取得者数	(14) 専攻科保育専攻修了者の学位取得者数 平成20～24年度
専門就職率	(15) 保育科・歯科衛生科・専攻科福祉専攻の専門就職率 平成22～24年度

[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料] 専攻科・学習成果	(16) 保育専攻 専攻科特別研究抄録集 平成22 ～24年度 (17) 福祉専攻 介護ケア研究会 [発表要旨] 平 成22～24年度
B 学習支援	
学生支援の満足度についての調査結果	
就職先からの卒業生に対する評価結果	
卒業生アンケートの調査結果	
入学志願者に対する入学までの情報提供のため の印刷物等	(18) 入学手続要項 平成25年度
入学手続者に対する入学までの学習支援のため の印刷物等	(19) 入学にあたって 平成25年度 (20) 入学前準備教育 (平成23～平成25年度)
学習の履修指導 (ガイダンス、オリエンテー ション) 等に関する資料	(21) 学年始め行事予定表 平成25年度 (22) 短期大学部 オフィスアワー一覧
学生支援のための学生の個人情報記録する 様式 (身上調書)	(23) 身上調書 (24) 健康診断個人票
進路一覧表等の実績についての印刷物 過去3年間 (平成24年度～平成22年度)	(25) 就職の手びき 平成25年度～平成23年度
GPA等成績分布	該当なし
学生による授業評価票及びその評価結果	(26) 授業評価アンケート票 (27) 授業評価アンケート 平成24年度 調査結果
社会人受け入れについての印刷物等	(28) 多様な学生の受け入れ状況 平成20年度～ 平成24年度
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD活動の記録	(29) FD活動 平成22年度～平成24年度 (30) 専任教員による公開授業の実施 平成24年度
SD活動の記録	(31) SD活動 平成24年度
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
教員の個人調書 専任教員：教員履歴書、過去5年間の業績調書 非常勤教員：過去5年間の業績調書 (担当授業科 目に関する主な業績)	(32) 短期大学部専任教員 個人調書・教育研究業 績書 平成25年5月 (別ファイル) (33) 短期大学部非常勤教員 個人調書・教育業績 書 平成25年5月 (別ファイル)

教員の研究活動について公開している印刷物等 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	(34) 鶴見大学報 平成24年度～平成22年度 (別ファイル)
専任教員等の年齢構成表	(35) 専任教員の年齢構成表（平成25年5月1日現在）
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 過去3年間	(36) 科学研究費補助金の申請・採択等、外部からの研究資金の調達状況 平成24～22年度
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料] 一般研究費・研究旅費の状況（過去3年）	(37) 研究費・研究旅費決算 平成24～22年度
研究紀要・論文集 過去3年（平成24年度～平成22年度）	(38) 鶴見大学紀要第3部：保育・歯科衛生科 第48号～50号 (39) 学会誌 保育鶴見 第35号～第37号 保健つるみ 第34号～第36号
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） 第三者評価実施年度の平成25年5月1日現在	(40) 教員以外の専任職員一覧表 平成25年5月1日現在
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	(41) 校地、校舎に関する図面
図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等	自己点検・評価報告書に詳述
C 技術的資源	
学内LANの敷設状況	(42) 学内LAN敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	(43) マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	(44) [鶴見大学教育振興支援寄附金] 募集文書
財産目録及び計算書類 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	(45) 財産目録 平成24年度～平成22年度
教育研究経費の表 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	(46) 教育研究経費の表 平成24年度～平成22年度
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書	(47) 理事長履歴書

現在の理事・監事・評議員名簿（外部役員 の場合は職業・役職等を記載）	(48) 学校法人総持学園役員・評議員名簿 平成25年4月1日現在
理事会議事録 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	
諸規程集	諸規程集（別ファイル）
B 学長のリーダーシップ	
学長の履歴書・業績調書	(49) 学長履歴書・研究業績書 平成25年4月1日現在
教授会議事録 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	(50) 教授会議事録 平成24年度～平成22年度
委員会等の議事録 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	(51) 各種委員会議事録 平成24年度～平成22年度
C ガバナンス	
監事の監査状況 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	(52) 監事の監査状況 平成24年度～平成22年度
評議員会議事録 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	(53) 評議員会議事録 平成24年度～平成22年度

選択的評価基準

選択的評価基準1～3を実施する場合、自己点検・評価の根拠となる資料・データは備付資料とする。資料・データ一覧を様式5に記載する。

選択的評価基準 1. 教養教育の取り組みについて

教養教育委員会規程	(54) 鶴見大学短期大学部教養教育委員会内規
-----------	-------------------------

選択的評価基準 2. 職業教育の取り組みについて

選択的評価基準 3. 地域貢献の取り組みについて

地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、同窓会セミナーやその学科が独自に実施しているもの

生涯学習授業 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	(55) 鶴見大学生涯学習セミナー 短大教員 担当分一覧 平成24～22年度
同窓会セミナー 過去3年間（平成24年度～平成22年度）	(56) 鶴見大学文学部・鶴見大学短期大学部同窓会 生涯セミナー 短大教員担当分一覧 平成24～22年度

教職員や学生のボランティア活動 教員・職員及び学生

基準 I

建学の精神と教育の効果

様式6－基準I

【基準I 建学の精神と教育の効果】

基準Iの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 基準Iの自己点検・評価の要約を記述する。

建学の精神に基づく保育科及び歯科衛生科の教育目的や教育目標は、学則に明確に定められている。しかし、昨今の多様化している学生にこれらの理解を深めてもらうためには、これまで以上にわかりやすい工夫や多面的な方法の模索、日々の教育の見直し等が必要である。

(b) 基準Iの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

保育科及び歯科衛生科ともに教育目的や教育目標を明確に定めているが、学習成果については明確に示していない。建学の精神の具現化を考えるためにも教育の結果、如何なる成果が求められるのか、実際にその成果は出ているのか、出していないとしたらその原因は如何なることが考えられるのか等を不断に検証し、明らかにしていかなければならない。

[テーマ]**基準I—A 建学の精神**

基準I—Aの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

建学の精神を表わす標語としては、「大覚円成（だいがくえんじょう）」「報恩行持（ほうおんぎょうじ）」の二句八字を掲げる。禅の教えに基づく人格の形成と社会への奉仕を要約的に表わすもので、関係者に高く評価されている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

上記の建学の精神は、元来普遍的なものであるが、その意味するところを新入学生はもとより新任の教職員等にも如何に理解を深めてもらうかが大きな課題である。そこで平成23年以来この建学の精神の意味を現代に即応する形で正しくかつ平易に理解してもらうため、「感謝を忘れず 真人（ひと）となる」「感謝のこころ育んで いのち輝く 人となる」の二様の表記を定め、従来の標語とともに大学で刊行する出版物やホームページ等で発信し浸透を図っている。

[区分]**基準I—A—1 建学の精神が確立している。**

以下の観点を参照し、基準I—A—1の自己点検・評価の概要を記述する。

・ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]	・
・ (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。	・
・ (2) 建学の精神を学内外に表明している。	・

(3) 建学の精神を学内において共有している。

(4) 建学の精神を定期的に確認している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

建学の精神は、学則において、“教養を高めるとともに、基礎的知識及び専門的技能を習得させ、あわせて禅的行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良な人材の育成を目的とする”ことを謳い、教育理念を明確にしている。また、建学の精神の表明は、学内の学生や教職員にはあらゆる宗教行持の実践や「宗教学」の講義、大学が刊行する出版物への掲載等種々の方法により周知を図り、学外には公開行事、出版物やホームページ等を通してこれを発信している。特に学生や新任教職員にとっては、大本山總持寺内で行われる毎年5月の新入生本山一泊参禅会、11月の在学生対象の秋季全学参禅会が建学の精神を理解できる良い機会となっている。また、入学時には入学者全員を対象に在学中に執り行われる宗教行持で使われる「聖典」「数珠」等が、卒業時には学長の著書が記莛証として授与されている。

更に、教職員については、毎年8月に実施される曹洞宗の宗門関係学校研修会に参加して、研修を重ねてきている。これらの体験等は、大学報等に毎年掲載し成果を上げている。

建学の精神については、大学に附置された仏教文化研究所においても「建学の精神の具現化及びその方法等の研究」をその研究目的の一つに掲げ、宗教学を担当する所員を中心に、継続的な研究が行われている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

建学の精神を理解する上であらゆる宗教行持の実践は欠かせないものとなっている。しかし、昨今ではこの全学的な宗教行持を実践する時間の確保と本学独自の資格を取得するために必要な授業回数を確保することが容易ならざる事態となっており、学年暦編成上の課題となっている。全学的なものと同学科固有のものを如何に調整していくか、不断に学部長会議等で検討していくことが肝要となっている。

[テーマ]

基準 I—B 教育の効果

基準 I—B の 自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

[保育科]

保育科、専攻科の「教育目的・目標」は、いずれも建学の精神に基づき、仏教、特に禅の教えに基づいて、円満な人格の形成と人類社会に対する感謝・報恩の実践をもって建学の精神とするとあり、学生に向けて学則で明確に示している。また、第三者評価に必要な自己点検・評価報告書を毎年作成する過程で定期的に点検を行なっている。

「教育の質の保証」については、「学校教育法」、「短期大学設置基準」等の法令の変更を

適宜確認して対応している。学習成果を焦点とする現在の査定の手法は、個々の担当教員の成績の評価によっている。PDCAについては、各自がシラバスを作成して授業を実施し、学生からの授業評価により次年度の計画変更等を行なっている。また、実習については、担当者が事前に打ち合わせを開催し、適宜チェックし次の計画に反映させている。

[歯科衛生科]

歯科衛生科では、禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基礎として、国民の健康の維持増進のために、保健・医療・福祉に貢献できる、豊かな人間性と高い専門性を持つ有能な歯科衛生士を育成することを教育の目標としている。曹洞宗の開祖である道元禅師は『正法眼蔵』の「洗面の巻」に、“晨嚼楊枝、当願衆生、得調伏牙、噬諸煩惱（歯を磨くことは心をみがく）”と述べている。本科の教育の目標は、この教えに基づくものである。また、毎年の自己点検・評価報告書の作成に当たって、歯科衛生科全体の自己点検・評価とともに、教員各自の教育・研究成果と業績を報告し、定期的に点検を行なっている。

教育の質の保証については、歯科衛生士養成所指定規則に基づいてカリキュラムを構築している。また、歯科衛生士国家試験出題基準も定められており、それに基づく歯科衛生士国家試験の高い合格率により教育の質が保証されている。PDCA サイクルについては、教員各自がシラバスを作成して授業を行い、学生からの授業評価アンケートにより次年度のシラバスの改定を行なっている。また、専門分野の基礎実習については担当者の会議で検証を行い、歯学部附属病院での歯科臨床実習については年に4回担当者会議を開き、指導者である歯学部附属病院の歯科医師及び歯科衛生士から率直な意見と反省点等を聴取し、次年度の実習に生かしている。更に、歯科診療所での歯科臨床実習についても隔年で会議を開き、指導者である歯科医師及び歯科衛生士から意見や要望を聴取している。

歯科衛生科においても、建学の精神に基づく教育目的と教育目標を明確にし、常に教育課程を改善し、シラバスを充実させ、授業改善について取り組み、退学者や休学者に対応し、就職先を確保し、卒業生の動向を調査している。平成18年と19年に行なった卒業生のアンケート調査結果は、「保健つるみ」に報告している。また、各教員は、自己の履歴書、最近の教育の成果と研究業績を毎年教学課へ報告をしている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

[保育科]

教職課程・保育士養成課程の一部改正によりカリキュラムに改変を行い実施に移している。カリキュラムについては、毎年教育効果・教育目標の実現のため、また学生の教育効果に反映させるために見直しを図っている。しかし、教育目的・目標の中に「学習成果」について明確に示しておらず、今後の課題である。

[歯科衛生科]

教育と研究において多くの成果をあげる一方で、専任教員の担当科目のバランスや科

目担当者の適正な配置数が確保されていない。また、研究施設や研究費の充実等について、改善を進めたい。全国歯科衛生士教育協議会より歯科衛生士教育に関する新しい「歯科衛生学教育コアカリキュラム-教育内容ガイドライン」が平成24年3月に作成され、それに対応したカリキュラムの改善も必要であろう。更に、本科のカリキュラムポリシーを明確なものとし、それに沿ったカリキュラムの再編が必要である。

[区分]

基準 I—B—1 教育目的・目標が確立している。

以下の観点を参照し、基準 I—B—1 の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

保育科、専攻科の「教育目的・目標」は以下のようになっている。いずれも建学の精神に基づく教育目的・目標であり、学生に向けて学則で明確に示している。また、第三者評価に必要な自己点検・評価報告書を毎年作成する過程で定期的に点検を行なっている。

①保育科

保育科の教育目標は、禅の精神を基盤に宗教的情操と豊かな人間性を培い、子どもの健全な発達と福祉を保障すべく学生として自らを高め、社会と係り、努力を続ける有能で専門的な保育者を養成することである。そのため保育科の学生は、積極的に建学の精神を理解すべく学内宗教行持に参加するとともに必修科目として宗教学、仏教保育を学び附属幼稚園において仏教保育の実践を体験している。

②専攻科保育専攻

専攻科保育専攻は、2年間の保育科での学習成果を基に更に深めた学習を通して、研究的保育実践者の育成を教育目標としている。また、「仏教保育特論」を開設し、更に仏教保育について学べる。

③専攻科福祉専攻

専攻科福祉専攻は、保育科で学んだ2年間の教育の上に、建学の精神にもある、円満な人格の形成と人類社会に対する感謝・報恩の実践をもって精神性の高い全人的介護技術を備えた介護福祉士を育成することを教育目標としている。

[歯科衛生科]

歯科衛生科の目的は、“禅の教えに基づく人格の形成という建学の精神を基にして、人々の健康と福祉に貢献する、有能な歯科衛生士を育成する”と学則に定めている。こ

れに基づき、歯科医学を基礎として、歯科衛生士の業務である歯科疾患の予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導に必要な高い学問的知識と技術を持つ歯科衛生士を育成することである。そのため歯科衛生科の学生は、前述の学内宗教行持のほか、本学歯学部との学生と共に、神奈川県歯科医師会主催の歯塚供養に積極的に参加し、また、必修科目として1年生前期に週1コマの宗教学を学んでいる。これらの宗教行持には、教職員も参加し、特に新入生本山一泊参禅会には担任の教員も参加し、学生と行動をともにしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

学生ひとりひとりに教育目標を明確に設定し、目標の達成に向けて、個々人の学習状況を正確に把握し、教育に係っていく体制を充実させていくことが課題である。

[歯科衛生科]

大学全入時代を迎え、学生の学力差が拡大している。どうしても学習についてゆけない学生も入学できるようになっており、教員の負担が増えている。また、新しいコアカリキュラム、及び本科のカリキュラムポリシーを充分で明確なものとし、それらに沿ったカリキュラムの再編が必要である。

基準 I—B—2 学習成果を定めている。

以下の観点参照し、基準 I—B—2 の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

教育目的・目標の中に「学習成果」については明確な基準が示されていない。また学習成果を測定する仕組みを持ち合わせてはいない。今後は、学習の成果を明確に測る仕組みの構築と学生たち個々人が学習効果を自覚できるような事前・事後学習、各種教材の活用、図書館の利用実績等が評価できるようなシステムの構築が求められる。

[歯科衛生科]

各教科ごとに学習目標を明記してはいるが、教育目的・教育目標の中には「学習成果」は明記されていない。しかし、学習成果は、歯科衛生士国家試験での高い合格率、及び卒

業生に対する高い社会的評価により、十分に評価されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

各教科ごとに学習目的・目標は提示してはいるが、「学習成果」についてはいまだ明確には提示されておらず、成績表による評価に止まっている。今後の検討課題である。

[歯科衛生科]

各科目ごとに学習目標を明記しているが、教育目的・目標の中に「学習成果」について明確に示しておらず、今後の課題として考えいく必要がある。また、新しく作成されたコアカリキュラム、及び本科のカリキュラムポリシーに沿ったカリキュラムの再編が必要である。

基準 I—B—3 教育の質を保証している。

以下の観点を参照し、基準 I—B—3 の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

「学校教育法」「短期大学設置基準」等の法令の変更等は適時確認し、科会、自己点検評価委員会、教授会等を通じて適宜対応している。学習成果を焦点とする現在の査定の手法は、個々の教科担当教員の成績の評価によっている。PDCA については、各自がシラバスを作成して授業を実施し、学生からの授業評価により次年度の計画を練っている。実習については、担当教員が適時チェックし、次の実習に反映させている。

[歯科衛生科]

歯科衛生科については、歯科衛生士養成所指定規則があり、それに基づいてカリキュラムが構築されている。また、歯科衛生士国家試験出題基準も定められており、それに基づく歯科衛生士国家試験の高い合格率により教育の質が保証されているといえる。更に、老人保健施設での臨地実習では、医療・福祉職からの実習評価（施設側）と、学生自身による自己評価を行い、実践能力の到達度を確認できるようにしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

保育科においては、幼稚園実習、保育所実習、施設実習等各種実習が設定されており、それぞれの担当教員が学生に指導を徹底するとともに、学生の実情に応じた対応に心がけている。しかし、近年学生の学力・能力差が拡大するとともに、実習困難な学生も発

生している。教員の負担が増えている状況にある。

[歯科衛生科]

大学全入時代を迎え、学生の学力差が拡大している。どうしても学習についてゆけない学生も入学できるようになっており、教員の負担が増えている。非常に稀であるが、歯科衛生士国家試験に合格しない学生が出ることもあり、そのような学生を出さないために教員が大きな努力を払っている。

[テーマ]

基準 I—C 自己点検・評価

基準 I—C 自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

教育の質の継続的な保障を図り、社会及び受験生に魅力のある短期大学にあり続けるために、自己点検・評価に積極的に取り組むべきと考える。

本学においては、建学の精神及び本学則第2条の規定に基づき、本学の教育水準の向上及び活性化並びに社会的使命を達するために平成5年9月より、鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会規程が制定され、活動が始まっている。

本学は、平成21年度に短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、学内に ALO を中心とした18名の教職員よりなる「鶴見大学短期大学部自己点検評価報告書作成専門委員会」を立ち上げ、延7回にわたる委員会と第三者評価を受けるための準備委員会を発足し準備を整えた。その結果、平成22年3月短期大学基準協会より「適格認定証」の交付を得ることができた。

本学では、その後、毎年 ALO の指導の下に自己点検評価委員会が中心となり自己点検・評価を実施し、公表することが決定している。また、7年に1度の短期大学基準協会の第三者評価を受けるのみならず、平成25年度に相互評価を実施することも決定している。更に、本学教員が自己点検評価に対し積極的に取り組む姿勢として、短期大学基準協会の実施する第三者評価員として平成22年度には3名、大学基準協会の実施する評価員として1名を派遣している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

本学は平成21年度の短期大学基準協会の第三者評価を受けたが、その際、指摘された改善点に関して真摯に受け止め、可及的速やかに改善に向けての取り組みを行い、更に充実させる必要がある。

【区分】

基準 I—C—1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

以下の観点を参照して、基準 I—C—1 の自己点検・評価の概観を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行なっている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

現在本学は、保育科（2年制 定員200人）、歯科衛生科（3年制 定員150人）、専攻科保育専攻（1年制 20人）及び専攻科福祉専攻（1年制 40人）から構成されている。少子化による18歳人口の減少により、厳しい学生募集の状況の中、定員の確保のため、学校説明会、オープンキャンパス、学園祭等を通し認知度の向上に努めている。また、多様な入試方式の機会を提供し、受験生のニーズに応じている。

しかし、多様な入試（AO入試、自己推薦入試）により、学力の差の広がりが増大となっている。両学科とも専門の知識と技術の取得を目指す学科であるため、授業、実習においては、タイトなカリキュラム構成となっており、少人数制や個人に対し、きめ細やかな対応が必要となっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

近年、短期大学の実施時期が早まりつつあるAO入試及び指定校推薦入試等の入試方法の検討が求められている。これに関連して、入試前教育の在り方も検討すべきと考えている。

また、昨今の経済事情を考慮し、奨学生、特待生等の人数の拡大のための基金の創設や選抜方法の検討も急務である。なお、24年度入試においては、新入生特待生の枠を前年度より倍増、保育科10人、歯科衛生科7人とした。しかし、貸与奨学生の卒業後の回収率が平成24年度38.3%と低いことが現在の課題となっている。

本学では地元及び首都圏の出身の学生比率が高くなっている。しかし、安定した学生の確保の上から、全国的な規模での学生募集を図ることも検討課題である。すでに、歯学部、文学部が地方受験を実施しており、来年度以降、受験日の調整により同日の実施も可能と思われる。

基準Ⅰについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

学生に配布する『授業計画』、『履修要綱』及び『学生生活』のすべてに、建学の精神の文言が記載され、教育方針について述べられている。また、大学で使用する各種封筒等に大学の名称とともに印刷されており、理解と周知に努めている。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

基準Ⅱ

教育課程と学生支援

様式7－基準Ⅱ

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

基準Ⅱの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 基準Ⅱの自己点検・評価の要約を記述する。

[保育科]

保育科での免許等の取得については、平成21年度から23年度の3年間において幼稚園教諭二種免許状を97～98%が取得し、保育士資格を97～99%が取得している。平成24年度においても卒業生212人のうち、幼稚園教諭二種免許状を209人が取得し、保育士資格を211人が取得した。専攻科保育専攻においては、修了後本学文学部等で単位を積み足し学位授与機構の試験を受けて合格すると学士が取得でき、幼稚園教諭一種免許状が取得できる。専攻科福祉専攻においても修了生25人全員が介護福祉士の資格を取得している。保育科卒業生の進路であるが、過去3年において23～25%が進学を果たしている。進学先は主に本学専攻科である。残り75～77%が就職しているが、そのうちの90～98%が免許状や資格を活かし、幼稚園、保育所に就職している。中でも本学の特徴は、就職者の約半数が幼稚園に就職している。本学においては、男女共学ということからも男子学生の就職に対して公立施設への就職に向けての指導が急務である。

専攻科保育専攻では、平成23年度（平成21年修了生になる）は3人が単位を積み上げ学士及び幼稚園教諭一種免許状を取得している。専攻科福祉専攻については、介護福祉士の資格を活かして就職をするものは20%であった。その他は保育科で取得した資格を活かし幼稚園、保育所、児童福祉施設に就職している。

[歯科衛生科]

歯科衛生科では、1年生から2年生前期までは基礎分野の科目とともに、専門基礎分野の科目を充実させ、同時に専門分野の講義と基礎実習がある。2年生後期から3年生前期では、歯学部附属病院での歯科臨床実習、歯科診療所での歯科臨床実習、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、老人保健施設などでの歯科保健指導の実習である臨地実習がある。3年生後期は、学習の総まとめとしての総合講義の他、選択必修分野の科目を学ぶ。そのほか、希望者は卒業研究や訪問介護員養成研修事業（2級）の資格を取得できるコースも用意されている。

授業は、各教科の担当教員がきめ細かい指導をするほか、実習においては少人数のグループに分けて、講師以上の教員だけでなく助手も学生の指導に当たっている。クラス担任は日常的に学生の相談に応じており、オフィスアワーの時間も学生に知らせている。

特に国家試験対策としては、総合講義のほか、講師以上の教員と助手が少人数ごとのグループ学習を担当し、きめ細かい指導で合格率の向上に努力している。

その結果、毎年99～100%の学生が歯科衛生士国家試験に合格し、数十名の学生が訪問介護員（2級）の資格を取得している。就職率も高く、また僅かではあるが、認定専攻科や4年制の口腔保健学科などに進学する学生や、本学歯学部2年制に編入する卒業

生も出ている。

(b) 基準Ⅱの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

[保育科]

保育科においては、取得した免許状、資格を活かした就職率が高い。今後は男子学生の就職等をも考えれば公立施設への就職支援も課題である。

[歯科衛生科]

平成23年度に歯科衛生士国家試験出題基準が改定され、また、平成24年3月には新しい「歯科衛生学教育コアカリキュラム」が作成されたので、それに対応したカリキュラムの改善が必要である。更に、本科のカリキュラムポリシーを充分で明確なものとし、それに沿ったカリキュラムの再編が必要である。

[テーマ]

基準Ⅱ—A 教育課程

基準Ⅱ—Aの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

[保育科]

「学位授与の方針」については、保育科では2年間で「幼稚園教諭二種免許状」「保育士」の二つの免許、資格を取得することを目的にカリキュラムが編成されている。学生には入学時のオリエンテーションにおいて両方の免許状や資格の取得を指導している。実際には、卒業生の97～98%が両方の免許状や資格を取得している。また、保育者養成を目的とする学科であるので、専門科目の担当教員は授業の様々な局面で「保育者」として育てるという視点から教育に当たっている。

卒業の要件、免許・資格の取得要件については、学則に明記している。学位授与の要件についても学則に明記している。保育科では、免許状等の取得及び保育者の養成のための教育課程を設けているが、これは学内外に表明しており、社会的に十分通用していると考えている。なお成績評価に基準については、シラバスに明示している。見直しは担当教員に委任されている。

[歯科衛生科]

歯科衛生科では、歯科衛生士国家試験の受験資格を与えるため、歯科衛生士養成所指定規則に基づき、学則に明記したカリキュラムが組まれている。1年生から2年前期までは基礎分野の科目とともに、専門基礎分野の科目を充実させ、同時に専門分野の科目の講義と基礎実習がある。2年生後期から3年前期では、歯学部附属病院での歯科臨床実習、歯科診療所での歯科臨床実習、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、老人保健施設などでの歯科保健指導の実習である臨地実習がある。3年生後期は、学習の総まとめとしての総合講義のほか、選択必修分野等の科目を学ぶ。そのほか、希望者は卒業研究や訪問介護員養成研修事業(2級)の資格を取得できるコースも用意されてい

る。

卒業の要件、学位授与の要件についても学則にて明記している。歯科衛生科では、歯科衛生士国家試験の受験資格を与え、試験に合格して歯科衛生士の資格を取得することを目指している。毎年の高い国家試験合格率及び卒業生に対する高い社会的評価により、本科の教育課程の成果が、社会的に高く評価されていると考えている。なお成績評価の基準についてはシラバスにて明示してあり、その見直しは、個々の教員に任されている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

[保育科]

保育科においては、近からず将来の「認定こども園」対策等も考慮し、更によりよい魅力的な教育プログラムの構築に努めていきたい。

[歯科衛生科]

平成23年度に歯科衛生士国家試験出題基準が改定され、また、平成24年3月には全国歯科衛生士教育協議会により「歯科衛生学教育コアカリキュラム」が作成され、それに対応したカリキュラムの改善も必要である。更に、本科のカリキュラムポリシーを充分で明確なものとし、それに沿ったカリキュラムの再編が必要である。

[区分]

基準Ⅱ—A—1 学位授与の方針を明確に示している。

以下の観点を参照し、基準Ⅱ—A—1の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

保育科は、2年間で「幼稚園教諭二種」「保育士資格」の二つの免許、資格を取得することが、学則に明記されている。卒業生のうち、約97～99%が両方の免許、資格を取得している。成績評価の基準についてはシラバスに明示されており、シラバスの見直しについては、担当教員にまかされている。

[歯科衛生科]

卒業の要件及び学位授与の要件については、学則にて明記している。歯科衛生科では、歯科衛生士国家試験の受験資格を与え、試験に合格して歯科衛生士の資格を取得するこ

とを目指している。毎年の99～100%という高い合格率により、本科の教育課程の成果が、社会的に高く評価されていると考えている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

特になし。

[歯科衛生科]

卒業の要件、学則学位授与の要件についても学則にて明記しているが、更に充分で明確なものにする必要がある。また、本科のデュプロマポリシーを充分で明確なものとする必要がある。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

以下の観点参照し、基準Ⅱ-A-2の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ①学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。
 - ②成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
 - ④通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行なっている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行なっている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

「教育課程編成・実施の方針」については、保育科、専攻科ともに教育目標・目的に合わせて教育課程を体系的に編成している。授業科目については、文部科学省、厚生労働省において指定された免許状・資格等を付与するための科目となっている。シラバスには、達成目標、授業内容、授業時間、成績評価の方法、教科書、参考資料、参考書等を記載している。

[歯科衛生科]

歯科衛生科では、「教育課程編成・実施の方針」については、優れた知識と技術を持つ歯科衛生士を養成するという目的のために教育課程を体系的に編成している。授業科目については、歯科衛生士学校養成所指定規則に則り必要な科目とともに、高い教養と幅広い知識を学ぶための教養科目や基礎医学及び関連医学の科目を用意している。シラバスには、

達成目標、到達目標、授業内容、授業時間数、成績評価の方法、教科書、参考書を載せている。専任教員は、一般教育2人、基礎医学1人、臨床医学1人、臨床歯科医学6人、歯科衛生学4人で、その構成は、教授10人、准教授2人、講師2人である。また、11人の歯科衛生士教員の実習助手が専門科目の実習について、講師以上の教員の指示で実技指導を分担して行なっている。更に、歯学部教員10数人が非常勤講師として歯科臨床実習、その他の専門科目を担当している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

男子学生の就職を考慮したとき、資格と就職が連動した対策・対応を考える必要がある(具体的には、公務員採用試験対策等)

[歯科衛生科]

平成24年3月には、「歯科衛生学教育コアカリキュラム」が作成され、それに対応したカリキュラムの改善も必要である。更に、本科のカリキュラムポリシーを充分で明確なものとし、それに沿ったカリキュラムの再編が必要である。

基準Ⅱ—A—3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

以下の観点を参照し、基準Ⅱ—A—3の自己点検・評価の概要を記述する。

.....
 [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

 (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。

 (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

 (3) 入学者選抜の方法(推薦、一般、AO選抜等)は、入学者受け入れの方針に対応している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

保育科は、幼稚園免許状・保育士資格を付与し保育者の養成を目指していること、専攻科保育専攻においては、幼稚園教諭一種免許状取得への途が開かれていること、専攻科福祉専攻においては、1年間の課程で介護福祉士の資格が取得できる等、本学入学希望者に対して学習成果に対する受け入れの方針が明確に示されている。入学選抜においてもAO入試、推薦入試、指定校入試、一般入試、社会人入学等選抜試験も多様化しており、多様な選抜基準の中から選抜をしている。また、受け入れ方針については、アドミッションポリシーとして明示している。また、近年の学習能力の向上に向け、入学前教育として、国語に関する課題の提出を求めている。今後は、その幅を広め、ピアノ指導等も予定している。

[歯科衛生科]

歯科衛生科は、歯科衛生士を目指して学ぼうという意識のある学生を求めており、面接、小論文、国語の試験など、これに応じた入学者選抜の方法をとっている。入学者の受け入れの方針については、アドミッションポリシーとして明示している。

また、入学決定者に対する意識付けと学力の向上のために、入学前教育を課している。昨年は、保健、医療、歯科医療、福祉に関する新聞の記事を5つ切り抜くかコピーして貼り付け、それに対する自分の意見、感想を書くことを課題とした。入学時に提出してもらい、教員が評価をして返却している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

入学前教育の範囲を広げることや、入学後の学習意欲とどのように連携するか、今後の検討課題である。

[歯科衛生科]

歯科衛生士を目指すことを確認して入学者を選抜しても、数は少ないが、入学後にさまざまな理由で休学や退学をする学生がある。そのような学生を出さないためにも、更にアドミッションポリシーを確立し、入学者の選抜を慎重に行う必要がある。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

以下の観点を参照し、基準Ⅱ-A-4の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

成績の評価は、教科担当教員により事前にシラバスにて公開されており、各担当教員の判断に任されている。

[歯科衛生科]

各科目の成績の評価は、シラバスに明記されており、定期試験、レポート、授業への態度、その他の課題などにより、明確に実施されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

実習科目のように、複数の教員で担当する科目においては、それぞれの教員が連携をとり評価をしているが、今後も教員間の連絡・連携を密にし、不断にその徹底が求められる。

[歯科衛生科]

担当科目により、不合格者の多い科目と少ない科目があり、担当教員の間で評価の方法が多様になっている。それはそれで当然であるが、できるだけ教員間でよく話し合っ

て、お互いの方法を参考にしあって、学習成果の査定を行うことが必要である。

基準Ⅱ—A—5 学生の卒業後評価への取り組みを行なっている。

以下の観点を参照し、基準Ⅱ—A—5の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

実習巡回等の機会を利用して各実習施設からの本学卒業生の評価、勤務状況等の聴取には努めてはいるが、現在、入試キャリアセンター等を通しての体系的な取り組みは実施できていない。

[歯科衛生科]

歯科衛生科は、平成18年と19年に、卒業生へのアンケート調査を実施した。主な内容は、現在の勤務内容、仕事に対する満足度である。その結果は、「保健つるみ」第30号と31号に報告されている。歯科衛生科においては、これまで9,039人の卒業生を歯科衛生士として世に送りだしている。その数は、150数校の歯科衛生士養成校のなかで2番目であり、それらの卒業生は日本の歯科衛生士界のリーダーとして全国で活躍している。また、数多くの歯科医院から求人票送付の際に、本学卒業生が優秀で真面目であり、良く仕事をしているとの賛辞をいただいている。以上のように、本学卒業生はかなり高い評価を得ていると思われる。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

入試キャリアセンター等が就職の斡旋のみならず、卒業後の追跡調査や就職先からの意見の聴取を行い、授業や就職指道等に役立てるようその方策を緊急に構築する必要がある。

[歯科衛生科]

就職先、進路先からの聴取やこの結果を授業に反映させること等は、今後の課題である。

[テーマ]

基準Ⅱ—B 学生支援

基準Ⅱ—Bの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

[保育科]

保育科においては、例年卒業生の約97～99%の学生が免許・資格を取得しており、

その専門資格を活かして就職している。学生による授業評価も平成21年度の第三者評価を受けた後は毎年実施しており、その結果が各担当教員にわたされている。各教員はこれを次年度のシラバス作成や授業に反映させることとしている。FD活動も年に1～2回の講演会の実施のほか前期と後期にそれぞれ教員相互に授業公開を実施している。

学生に対する履修に関する指導は、年度始めのオリエンテーションで教務担当教員が行い、その後は、卒業までクラス担任を中心に専任教員が個別に相談等に応じている。

[歯科衛生科]

歯科衛生科では、年度始めに履修方法について教務委員及びクラス担任によるオリエンテーションを実施している。各教科の担当教員は、シラバスに基づいて、きめ細かい指導をするほか、実習においては少人数のグループに分けて、講師以上の教員とともに助手が学生の指導に当たっている。クラス担任は日常的に学生の相談に応じており、オフィスアワーの時間も学生に知らせている。学生による授業評価は毎学期実施しており、その結果は次年度の授業に反映されている。FD活動も年に1、2回講演会を実施し、多くの教員が参加している。また、教員同志相互に授業参観を実施し、意見を交換している。更に、歯科衛生士教員は、全国歯科衛生士教育協議会主催の歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ～Ⅴを受講し、認定歯科衛生士教員の資格を取得し、更に同講習会Ⅵを受講して認定の更新も行なっている。

特に国家試験対策としては、3年生を10人単位のグループに分け、講師以上の教員と助手が各1名ずつグループ学習を担当し、きめ細かい指導で合格率の向上に努力している。その結果、毎年96～100%の高い合格率を得ている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

[保育科]

FD活動については、FD委員会が中心となり、毎年講演会や学生による授業評価アンケートを実施している。また、平成22年度以降は、専任教員による授業公開が前期、後期それぞれに実施されている。公開授業に参加した教員は、報告書を提出することになっており、授業担当教員はその報告書を活かし、個々の授業や教育方法の改善に繋げるようにしている。

[歯科衛生科]

歯科衛生士を目指すことを確認して入学者を選抜しても、数は少なくとも、入学後にさまざまな理由で休学や退学をする学生がある。そのような学生を出さないためにも、各教科担当の教員が教育効果をあげるように努力すると同時に、クラス担任と担当教科の教員がきめ細かく学生の相談に応じ、指導して行く必要がある。

[区分]

基準Ⅱ—B—1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

以下の観点を参照し、基準Ⅱ—B—1の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ①教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
 - ②教員は、学習成果の状況を適切に把握している。
 - ③教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
 - ④教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
 - ⑤教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
 - ⑥教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑦教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行なっている。
 - ⑧教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑨教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。
- (2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
 - ②事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果に貢献している。
 - ③事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ④事務職員は、SD活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
 - ⑤事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。
- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ①図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行なっている。
 - ②教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
 - ④教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進している。
 - ⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

保育科では各教員が授業に於いて積極的に図書館及び本学の教育機材の活用を図っている。また教育機材の活用にあたっては、担当事務職員との連携を図り学生の学習効果の向上を目指している。平成23年度は、前・後期各一回、専任教員による授業公開を実施し、その成果を当該の専任教員に通知し、翌年度の授業に反映させることとしている。成績評価の方法は、各教員のシラバスに明示している。

[歯科衛生科]

歯科衛生科では14人の専任教員と11人の助手が学生の教育に当たっている。年度始めには、オリエンテーションを実施し、教務委員及びクラス担任から科目の履修方法について詳しく説明している。各教員はシラバスに明示した方法で成績評価をしている。学生による授業評価は学期毎に実施しており、結果がグラフ等数値になって教員の手元に返されるため、教員はこれを次年度の授業に反映させている。FD活動も年に1から2回の講演会を実施している。また平成22年度から、期間を決めて授業参観を行い、教員同士による評価を行なっている。

[事務職員]

事務職員は、教務及び学生支援を担当する教学課と教育・研究を支援する教育支援センター事務部とその一部を担う教学課6号館事務室が、日常業務を遂行する中で、あるいは、教学課が主管するFD委員会や自己点検評価委員会を運営することで、客観的に学習成果の認識及び教育目的・目標の達成状況を把握している。勿論教学課にあっては、成績を担当し、履修や学習の相談業務を行うことで、直接的に学生や専攻科生の学習成果の状況を認識している。また、正課外の課外活動の活動状況や就職状況を把握することで、総合的に学生支援の達成度を自己評価している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

FD活動についてはすでに講演会・授業見学等を実施しているが、その成果が個々の教員の授業、教育方法の改善に繋がるように工夫と努力が更に必要である。

[歯科衛生科]

歯科衛生科には14人の講師以上の専任教員がいるが、その教科分担にかなりの偏りが見られる。かつての国文科や総合教育から移動になった教員は充分にその能力を発揮する条件が与えられているとは言えない。他学部とも話し合っ、各教員がその能力を充分に発揮できる条件を実現する必要がある。

[事務職員]

事務職員のSD活動は、全学的には、学内で新人研修、管理職研修等階層別研修を人事課が企画し定期的実施しているが、いずれも時間を費やした十分なものではない。また、短期大学部教学課単独で研修を実施する機会はなく、外部研修に依存しているのが現状である。したがって、今後は多様な学内研修を企画し、個々の職員の専門性の向上や教学・学生支援に特化した長期的なプログラムのもとに、人材育成システムを構築する必要がある。

基準Ⅱ—B—2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行なっている。

以下の観点を参照し、基準Ⅱ—B—2の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行なっている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行なっている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行なっている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行なっている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

各学科教員、教学課において、学習の動機付けや学習支援を主たる目的として、履修要項、授業計画、授業時間割を配布し、これらを活用した教務オリエンテーションを実施している。

履修要項には、単位制、履修登録、試験、成績評価等の授業科目の履修に関する事項や科目履修方法、卒業・修了要件、教育課程に関する事項、授業欠席、休退学等の諸手続に関する事項等が記載されており、学習に係る全般的な手引きとしての役割を担っている。また、授業計画は開講科目のシラバスを掲載したもので、科目選択の参考としたり、学習の流れを理解し、円滑に授業を受けるための資料としての役割を担っている。なお、履修要項、授業計画ともに本学ホームページにおいて公表を行い、利便性を高めている。

一方、教務オリエンテーションについては、年度始めに、各学科各学年毎に、各学科の教務委員及び教学課によって実施され、配布物に基づいて、教務委員からは教育課程の内容、履修登録及び卒業・修了要件、資格の取得要件、試験、成績評価、履修に係る心構えや諸注意等を、教学課からは履修科目、履修登録方法、試験、成績発表の他、学生生活における教務に関する事務手続等を説明し、円滑な履修及び学習ができるよう配慮している。なお、実習に関するオリエンテーションについても、年度始めや実習時期に合わせた日程で各学科の担当教員が実施するとともに、実習の事前指導の一環として、関係機関より招聘した講師による特別講義を行い、実習成果の向上を目指している。

学生への指導体制としては、全学科においてクラス担任を設け、学習のみならず学生生活全般における指導や助言等を行い、状況に応じては、保証人を含めての相談、面談等の対応を行なっている。併せて、全専任教員のオフィスアワーを学生に周知し、学科等に捉

われずに指導を行う体制をとっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学においては、それぞれの学科等が担っている役割をふまえた学習支援を行なっており、学力の不足している学生、また進度の遅れている学生については、各担当教員による個別の対応がなされている。特に、国家試験を控えている歯科衛生科においては、学科が一丸となって補講や補習等を行なっている。

なお、現状では、高校卒業までの基礎学力が著しく不足し、大学での学習に大きな影響を及ぼすほどに深刻な学生がおらず、特段の支援は行なってはいない。しかし、入学試験の学力水準の低下等に伴っては、対応が不可避と考えることから、入学前教育等の充実や入学時の補習授業等の対応については検討が必要かと考える。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に 行なっている。

以下の観点を参照し、基準Ⅱ-B-3の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行なっている。
- (5) 通学のために便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）整備について全学的には「全学学生委員会」を、短期大学部においては「短期大学部学生委員会」を設置している。この委員会が中心となり、学生の多様な問題に対して教職員が連携して対応している。

(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制の整備について

本学のクラブ活動は、文化系クラブからなる文化部連合29、体育系クラブからなる体育部連合29、合わせて58の公認団体(クラブ・同好会)がある。大きな特色は、文学部、歯学部、短期大学部とそれぞれ異なる就学状況や価値観をもつ学部・学科の学生が共通のアイデンティティで活動していることである。

クラブ活動の参加状況については、2年ないし3年という修業年限のため、カリキュラムが非常に過密であり、更に保育科・歯科衛生科は、実習中心の学科であることもあってクラブ活動を行うには厳しい条件下にある。その状況を反映し、それぞれの参加率は、保育科25.6%、歯科衛生科22.1%と低い状況に止まっている。

この様なクラブ全体を統括する全学的な組織として、「課外活動公認団体連合会」があり、各団体間のパイプ役として意見の調整や集約を行うことを目的として設立されたものである。活動としては、公認団体の設立申請や登録更新、部室の配分、新入生歓迎オリエンテーションの企画・運営等を行なっている。

この様なクラブ団体を中心として、毎年10月末に2日間、大学祭(紫雲祭)を開催している。開催に当たっては、「紫雲祭実行委員会」を立ち上げ、準備を進め、全学の学部学科が一堂に参加し、地元の有志や学部学科での参加、教員有志の参加等、一丸となって開催している。

「学友会」は、学生により主体的な自治活動を行うために不可欠であるが、本学では平成8年より活動を中止し、復活の目途が立っていない。このことは、学生気質の変化により、学生自治への興味と意欲が著しく低下しているためと考えられる。これに半ば代わる組織として、上述の課外活動公認団体を統括する「課外活動公認団体連合会」が平成17年に設立された。これは、文化系並びに体育系クラブをそれぞれに統括する文化部連合と体育部連合が連携しながらクラブ活動をめぐる諸問題について検討し、大学と連携を図りつつ公認団体の相互理解を深め、協力・連携が円滑に行えるように意見交換を行なっていくことを目的とした組織である。

課外活動に参加している学生に限られるとはいえ、「課外活動公認団体連合会」が発足したことは、主体的な学生の全学的な組織の構築に向けた一歩と考えられる。「学友会」については今後、「学友会」に代わる全学的な組織作りと同時に、「学友会」の廃止も視野に入れて検討が必要と思われる。

(3) 学生食堂、売店の設備等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

校地面積は十分広いとは言えないが、JR鶴見駅より徒歩5分の好立地でありながら、大本山總持寺の境内地と隣接していることから、緑に囲まれ、横浜の中心市街地とは思えない静けさを保っている。

キャンパス内の施設は、校舎、図書館、体育館、保健センター、歯学部附属病院並びに厚生施設等が分散することなく中心校地に配置されており、大学と共用している。ま

た、短大部附属の三松幼稚園も隣接して配置されている。短期大学部が使用する校舎は、主に1号館・4号館・5号館・体育館であるが、これらの施設及び記念館・図書館等が学生の勉学及び生活の場となっている。授業以外の時間に学生が集い、休息・談話する場として、500人収容の大学食堂があり、昼食時だけでなく8時から20時まで開放している。また、5号館西側小広場や1号館の学生ラウンジ、体育館の横にはビオトープを設置し、快適な環境づくりに取り組んでいる。また、1号館地下1階の売店では教科書や書籍、文房具、パン、菓子類等学生のニーズに合った商品を販売している。更に、キャンパス内の歯学部附属病院には、食堂の他、主に歯科関係の教科書や書籍、実習機材等を販売する売店や日用雑貨、弁当、飲料水菓子類の販売を行う売店もある。

(4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍の斡旋等）を行なっている。

本学には、建学の精神に基づいて人間形成を目的とした「鶴見大学女子学生寮」がある。この学生寮は、大学まで徒歩20分あまりで、勉学にふさわしい閑静で自然に囲まれた広々とした敷地の一角にあり、鉄筋コンクリート地上3階建、収容定員100人で全室個室となっており、学習机、ベッド、ユニットバス、・トイレ、クローゼット、エアコン、流し台、小型冷蔵庫等を備えている。その他共用設備としては、食堂、ラウンジ、応接室、洗濯室等を設けており、朝・夕の食事も提供している。教育寮としての環境整備と寮生の健康管理及びセキュリティに意を尽くして運営を図っている。アパート・貸室等の斡旋については、学生支援センター窓口に物件ファイルを設置し、閲覧できるようにすると同時に、学生情報センターと委託契約を交わし、ホームページからも検索できるようにしている。

(5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐車場・駐車場の設置等）を図っている。

本学は、最寄りのJR鶴見駅より徒歩5分という交通至便な場所にある。そのため、学生の交通安全対策上、従来から自動車・オートバイ通学を禁止している。ただし自転車による通学は許可しており、大学構内に自転車専用駐車場を2箇所設けている。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

本学で取り扱っている奨学金制度には、日本学生支援機構や地方公共団体等の学外奨学金と、授業料免除あるいは貸与、更には学納金特別貸与等、本学独自の学内奨学金があり、経済的理由によって修学が困難な学生を対象に支援を行なっている。奨学制度の根幹となる日本学生支援機構奨学金については、短期大学部学生の約23.3%の学生が受給している。

本学独自の奨学金

授業料免除奨学生	免除	当該年度の授業料の全額又は一部の額
授業料貸与奨学生	貸与	当該年度の授業料の全額又は一部の額
学納金特別貸与奨学生	貸与	当該年度の学納金の全額又は一部の額
同窓会奨学生	給付	200,000円
大本山總持寺奨学生	給付	200,000円

(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生の健康保持推進のために保健センターを置き、定期健康診断、課外活動のための臨時健康診断の実施、日常的には、学内での急病や事故に対する応急処置、健康相談、メンタルヘルスの相談等を行なっている。定期健康診断は99.5%の学生が受診しており、その結果を配付し事後指導にも努めている。教育実習、施設での実習に伴い、麻しん抗体検査、B型肝炎の抗体検査及びワクチン接種の勧奨・指導を行なっている。また、身長・体重・体内脂肪測定、視力、聴力、血圧、心電図、尿等の各種検査は常時利用できる状況で、医師や看護師が指導、相談を行い、学生が健康に関する正しい知識を身につけ、心や身体の自己管理ができるようになることを目標にしている。その他、歯学部附属病院内科卒煙外来と連携し、禁煙に取り組んでいる。神奈川県受動喫煙防止条例の施行に伴い、現在、建物内と屋外の一部を除き禁煙としている、将来は敷地内全面禁煙を目指している。

また、保健センターにおいては精神科医師（非常勤）によるメンタルヘルス相談を週1日、臨床心理士（非常勤）によるカウンセリングを週2日実施している。いずれもプライバシーの保護と余裕のある対応のため、予約制を原則としているが、状況に応じて当日受付も行う等、学生がより利用しやすい体制に努めている。

学生の相談体制としては、教員による相談として専任教員によるオフィスアワーを設け、クラス担任や学生委員と連携して学生相談に対応している。また、学生の目線による大学院生や上級生の相談員による支援として「ピア・サポート制度」を設け、学部の枠を超えて学生が気軽に相談できる体制を整え学生の支援の拡充に努めている。以上の健康管理等については、月例開催の衛生委員会においても全学的に審議され、その充実に努めている。

(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

学生の意見や要望は、平成19年度に学生生活調査としてホームページより調査を行なった。結果は回答率としては低かったものの、学生の要望を理解することができ、その後の環境作りに生かしている。また、平成21年6月より学生が、大学生活で気になることや、改善してもらいたいこと等を直接学長に意見を述べるができるように「学長ポスト」が学内2ヶ所に設置された。学長からの回答は、可能な限り早期に「学長ポスト」近くの掲示板に掲示し、必要に応じて、教職員に対しても周知している。

(9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。

短期大学部における留学生・帰国子女の受け入れについては、過去には科目等履修生で事例はあるが、制度等はない。生活支援体制としては、文学部や歯学部の留学生受入れ同様に、ゲストハウスにて対応できる状況にある。

(10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

社会人については、保育科・歯科衛生科ともに社会人特別選抜入試制度を設けており、申し出により既修得単位認定を行なって支援している。社会人学生は、入学目的が明確

で学習意欲が旺盛であり、授業の理解度が深く、協調性や努力する姿勢は他の学生に好影響を与えている。

(11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

障がい者への支援については、障がい者用トイレ、エレベーター、スロープを設置して施設・設備面の配慮をするとともに、当該学生が学生生活を送るうえでの様々な問題に対して、学生支援センター及び保健センターが連携して相談に当たっている。授業への配慮については、体育の実技に際して障がい者の状況に応じて運動を軽減するクラス（体育実技保健コース）で履修できるよう配慮している。

(12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。

長期履修学生制度については、現在のところ設けていない。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動）に対して積極的に評価している。

保育科・歯科衛生科とも、正課での実習を中心に、地域の保育園・幼稚園・小学校・老人福祉施設等を対象に、学科の特性を生かして支援・指導を行なっている。特に、保育科では、課外活動における文化部系児童文化部（みつる会）が、地域の保育園・施設に対して、あるいは毎年、東北・中部・関東を中心に夏休みを利用して仏教系の保育園を巡回し、子供たちを指導している。

特に平成23年度は、東日本大震災が東北の太平洋岸に未曾有の被害をもたらせた。これに対し本学では、鶴見大学東日本大震災ボランティア対策委員会を設置し、全学の学生ボランティアチームを編成し、現地へ派遣を行なった。学生のボランティアチームは、曹洞宗のボランティア団体である「シャンティ国際ボランティア会」と連携し宮城県気仙沼市本吉町大谷小学校・中学校において学習支援や歯磨き教室等の支援活動を休暇を利用して行なった。引き続き平成24年度も継続して実施した。

この活動は、地元三陸新報や神奈川新聞・NHKで報道され、地元大谷小学校の校長や父母からは今後も継続して欲しいとの要望がなされる等高い評価を得ることができた。また、学内においては、鶴見大学学生ボランティア夏季活動報告会とポスター展を開催し、被災地の実態を伝えるとともにボランティア活動への参加を促した。更に父母会・同窓会へ支援を呼びかけるとともに紫雲祭や協和会主催のコンサート等でも募金活動等を行なった。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学友会は、平成8年に活動を停止し、その後、これに一部代わる組織として「課外活動公認団体連合会」が発足して今日に至っている。可能であるならば、ボランティア活動団体、もしくは、教職員の支援によるクラス委員を母体とした、組織作りをしていくことが必要と思われる。この間の学生の要望等は、「学長ポスト」や「ピアサポーター」による情報及び学生生活アンケートより反映して、より良い学習環境を構築

していきたい。

また、学生の健康管理をする保健センターは、医師又は看護師が学生の健康相談に応じ、応急措置や医療機関の紹介を行なっているが、約9割の学生が1号館や5号館、あるいは記念館で授業を受け、記念館には大学食堂の厚生施設もあるため、事故や体調不良等の発生はこのエリアに集中している。学内全エリアのバリアフリー化が進んでいるとはいえ、地形上の関係で保健センターへの搬送が患者や救護者に負担を強いているため、当該エリアでできる新たな対処方法の検討が必要である。

学生の相談体制においては、教員・職員・学生それぞれの立場で相談に応ずるようオフィスアワーや「ピアサポート制度」を設けているが、更に、学生が相談しやすい環境づくりとして、場所や時間の問題があげられる。これからの課題として、協議検討が望まれる。

大学の福利厚生施設としては整備充実に努めているが、学生の満足度として重要視される大学食堂は500人を収容できる規模であるが、昼休みに集中する混雑時は、他の空き教室を利用した昼食場所を利用したり、弁当やパンを販売することで対応せざるを得ない。

奨学金の問題点としては、昨今学業不振者を含む退学・留年者が増加する傾向にある中、「教育機会の均等のための学生支援のものの目的からすれば、学業不審者こそ支援の対象である（IDE 2005年10号より）」との考え方もあり、それらの学生に対する学費納入の方法や、奨学制度の見直し等を含めた経済支援の検討が必要と思われる。

また、褒賞的な奨学制度として、新入生特待奨学生や同窓会奨学生、大本山總持寺奨学生を設け、経済支援を目的としたものだけではなく、学業や課外活動等も評価の対象とした制度が整備され、一定の成果が得られている。中でも同窓会奨学生は、選考対象が学業を中心に行っているものの他に、学生の主体的な活動を支援する観点から、課外活動や研究成果についても奨励している。新入生特待奨学生の選考については、従来、いわゆる一般入試（本学では「試験入試」という。）を合格した優秀者のみをその対象としていたが、推薦入試合格者が急増してきたことを受けて、現在、すべての合格者を対象として「新入生特待奨学生選抜試験」を実施しており、より開かれた奨学支援制度となっている。今後は、この奨学生をもとに、全体の学業成績レベルが上がることを期待される一方で、奨学資金の確保が課題となっている。

基準Ⅱ—B—4 進路支援を行なっている。

以下の観点を参照し、基準Ⅱ—B—4の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行なっている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行なっている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行なっている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学学生の就職支援のための組織は、教職員協働の進路対策委員会がある。その構成は保育科、歯科衛生科よりそれぞれ教員2名ずつ、関連事務部より職員3名の委員から組織されている。同委員会は月例開催とし、就職支援行事を中心に協議をし、あわせて学生への指導、助言などの教職員の連携を図る場となっている。

学生への具体的な就職を支援する場となる部署は、昨年度まで就職課が担当していたが、事務組織の再編により今年度より入試キャリアセンターが担うこととなった。

入試キャリアセンターは、大学の入口に相当する入試業務と出口に相当する就職支援業務を統合して、学生個々の入学からキャリア形成並びに就職支援、更に卒業後までの支援体制をも構築することで、社会が求める有為な人材を育成するためのキャリア教育システムを構築し、もって入学志願者の増加と確保及び就職率の向上を目的として設置された部署である。

場所は、記念館の地下1階にあり入室自由な解放形式を採っている。相談は、各担当職員のデスクで行い、来談しやすい環境を目指している。

職員構成としては大学との兼任であるが教員(現:文学部教授)がセンター所長として併任され、施策を企画・遂行する部署として事務部を置き、事務部長、課長の他、非常勤を含め総勢17名で構成され、そのうちキャリア担当は9名で短大のキャリア担当として保育科、歯科衛生科それぞれに1名ずつ、計2名を専従としている。その他に、企業担当が2名、非常勤職員が5名配属されている。非常勤職員のうち1名はキャリアカウンセラーとして、進路全般について悩む学生に対応している。

資格取得については、毎年4月のオリエンテーション時に、TOEIC、実用英語技能検定、秘書技能検定、日本漢字能力検定等を案内している。また、就職試験対策については、各種模擬試験や履歴書・面接対策講座を実施している。

就職状況については、保育科、歯科衛生科とも100%の就職率であるが、その大半は神奈川県と東京都が占めているのが現状である。また、保育科では、学生一人当たりの求人数が6.2倍、歯科衛生科では11.2倍となっており、就職先を選べる状態にある。そのうちほぼ全員が専門職として進路決定している。

一方、保育科では進路について、就職のみならず、専攻科への進学も案内、指導している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

就職活動支援としては教職員協働の委員会が設置されているが、その守備範囲は出口の就職斡旋のみに重点がおかれており、入口の入学時からの全学キャリア支援体制を構築するための体制が十分とはいえなかった。そこで、今年度より入試キャリアセンターを立ち上げ今後その部分の充実も図っていききたい。

現行の支援の相談窓口としては各科1名の専属職員の態勢であるが、繁忙期・時間帯が集中する傾向にあり、結果として対面サービスが制約され、必ずしも十分な対応が望めなかった。今後は分業体制を変更し、複数名で対応する体制を整備したい。

資格取得や就職試験対策については、現行のプログラムでは学生の基礎力を向上させるには不十分で更なる補強が必要である。保育科の公立保育士試験についていえば、筆記及び面接試験とも得点は低く、学力面のみならず面接試験における自己表現力の強化も必要であり、今後面接対策を担当できる職員の充実も検討していききたい。

現在、就職希望者の就職率はきわめて高いが、前述したように大半が神奈川県と東京都が占めているのが現状で、今後、就職の地元回帰というニーズが増えてくることを想定して、それぞれの地元の求人も得られるように地方の情報も積極的に収集し、学生に開示していききたい。

基準Ⅱ—B—5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

以下の観点を参照し、基準Ⅱ—B—5の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行なっている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[入試キャリア課]

(1) 入学者受け入れ方針の明確化

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、平成21年度入試より「学生募集要項」に短期大学部が求める学生像として、各学科横断的な方針を記していたが、平成23年度入試に向けた文部科学省「大学入学者選抜実施要項」の変更を契機として、各学科の特質に鑑み、各学科ごとに策定し平成23年度より「学生募集要項」に明記している。しかしながら、専攻科においては策定がやや遅れ、平成24年度より明記した。

(2) 受験の問い合わせ等の対応

学生募集と入試を担当する部署として平成18年度より入試センターを設置し、入試業

務及び学生募集業務を行なってきたが、事務組織の再編により今年度より入試キャリアセンターが担うこととなった。

入試キャリアセンターは、前述したように大学の入口に相当する入試業務と出口に相当する就職支援業務を統合して、学生個々の入学からキャリア形成並びに就職支援、更に卒業後までの支援体制をも構築することで、社会が求める有為な人材を育成するためのキャリア教育システムを構築し、もって入学志願者の増加と確保及び就職率の向上を目的として設置された部署である。

職員は大学との兼任であるがセンター所長として教員(現:文学部教授)が併任され、施策を企画・遂行する部署として事務部を置き、事務部長、課長の他、臨時職員を含め総勢17名で構成され、そのうち入試・学生募集担当の6名が中心となっているが、オープンキャンパスや入試をはじめ業務遂行に当たってはキャリア担当も加わりセンターをあげて対応している。

本学の学生募集活動の方法は、オープンキャンパス・進学相談会・高等学校訪問の3つで構成されており、これらの企画立案はもとより受験に関わる問い合わせ等は入試キャリアセンターを中心として行われている。

1) オープンキャンパス

学生募集活動の大きな柱は「オープンキャンパス」の実施である。オープンキャンパスは、毎年5月から9月までの間に行い、内容としては、教職員主体の学科説明、入試説明、模擬授業、個別相談はもとより、受験生が本学に入学した後の学生生活をできるだけイメージしやすいようになっている。同時に、「クラブ・サークル紹介」と題して在学生のクラブ・サークルのパフォーマンスや発表展示も実施している。また、毎回、各学科の志望者に対して、それぞれの学科の在学生在が直接施設を案内する「キャンパスツアー」、各学科の在学生在が参加者にキャンパスライフ等の個別な質問に答える「学生個別相談」を学科別体験コーナーで実施する等、積極的に在学生の協力を得て実施している。

更に、毎年10月下旬に開催される大学祭(2日間)においても、各学科の教員及び職員が、学科の概要や入試についての質問に応じる「個人相談会」を開催することで、相談の前後に本学学生の活動である大学祭を直接肌で感じてもらい、本学への理解を深めてもらうように努めている。

また、進路を固める前の高等学校1・2年生を対象に、早い段階で本学への理解を深めてもらうことを目的として、春休み期間の3月下旬に「春のオープンキャンパス」も実施している。

2) 進学相談会

進学相談会として、「高校内ガイダンス」と「会場型の進学相談会」がある。業者主催の「高校内ガイダンス」は、直接高等学校に出向いて志望分野の生徒に本学を直接アピールできる格好な機会と捉え、主に本学への入学志願者が多い神奈川、東京、静岡の高等学校を中心に積極的に参加している。また、「会場型の進学相談会」は、近年その参加者が減

少傾向にあるといわれているが、入試制度等を直接受験生に説明できる格好な機会として重要であるとの観点から、参加場所を精査の上、本学への志望者が多い神奈川、東京地区を中心に参加している。

3) 高等学校訪問

高等学校訪問は、入試センター職員を中心に教学部門の協力を得て、神奈川、東京、静岡の指定校のうち、過去3年間の受験実績のある高等学校を中心に進路指導教諭を主たる訪問相手として訪問している。これらによって高等学校側とのコミュニケーションが円滑に図られ、良好な関係を保つよう努力しているところである。

以上のように、受験生やその父母等の保護者をはじめ、進路指導教諭等、高等学校側と接点を求めて施策を講じているが、その際に、本学を紹介する媒体として「大学案内」を用いている。

更に、本学を広く社会にアピールする手段として新聞・受験雑誌・電車広告・大学公式サイトを活用し、オープンキャンパスや入試制度の告知に努めている。

(3) 入試の実施体制について

入試の実施に際しては、実施要領を作成して学長、副学長、短期大学部長以下教職員の協力体制を組み、入試キャリアセンターを中心に関係部署との連携を密にして実施している。

入試問題の作成・調整は、短期大学部長が中心となり、各学科における入試対策委員会等でチェック体制を不断に点検し、作成者以外の者も含め、ミスの防止に努めている。

実施に当たっては実施本部を設置し、各係を置いてそれぞれ責任者を配置し、「実施要領」をもとに事前に打ち合わせを行い、共通理解のもとに実施している。

合否判定は、学部教授会で審議し決定している。合格者には合格通知書等を送付するとともに、学内掲示及び本学公式サイトに合格者の受験番号を掲載して、合格発表を行なっている。

(4) 入学者選抜方法について

本学の入学者選抜は、次の4つで構成されている。

1) 推薦入試（一般公募、指定校）

高等学校での評定平均値を推薦基準として定め、一定の基準を満たした者に対して高等学校からの調査書と面接や小論文により選抜しており、特に一般公募推薦においては1期・2期の入試に加え、3期（自己推薦）・4期（自己推薦）と多様な受験機会を設定し、実施している。

2) AO入試

エントリーシート及び面談、課題に対する作文を通して、受験生の志望内容と本学の教育方針・教育内容との接点を確認し、最終的に課題に対する作文等についての面接と調査書を総合判定し選抜している。

3) 試験入試

試験科目を国語と特定し、本学独自の試験問題での筆記試験と面接によって選抜している。

4) 社会人特別選抜

保育科においては高等学校卒業後、出願時に2年以上の勤務経験がある者で学業に専念できる者、歯科衛生科においては高等学校卒業後、2年以上経過した者で学業に専念できる者に対して、小論文、面接により総合判定して選抜している。

以上のように本学では、多様化する受験生のニーズに応えるべくそれぞれの選抜方法の特質を生かし、これらの入学試験を実施している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学生募集活動に関しては、受験生への問い合わせに対応すべく様々な方法で展開したが、その中核をなすオープンキャンパスの来談者は、父母等付添者を含め保育科 1,841 名、歯科衛生科 790 名で、それぞれ平成23年度の1,485名、672名を更新することができた。

また、両科とも平成20年度以降、なかなか募集定員を満たすことができなかったが、保育科は平成22年度入試で3年ぶりに募集定員を確保し、歯科衛生科においても平成23年度入試で4年ぶりに定員を超え、両科とも募集定員を充足することができ平成24年度入試においても定員を充足することができた。

今後も、不断に受験生ニーズに即応した受け入れ方策を模索し、定員確保を維持すべく更なる努力が必要である。

[短大教学課]

(5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

入学試験合格者に対しては、合格通知書類とともに学則を配布し、入学前に本学の教育目的、教育目標や規則を理解するための資料としている。また、入学手続完了者に対しては、入学許可書とともに「鶴見大学短期大学部入学にあたって」のプリントを配布し、入学式・専任教員紹介の日程、オリエンテーション等の諸行事の案内、教科書販売の日程及び費用、下宿等の取扱と担当部署、入学後の証明書の発行案内等の連絡を行なっている。なお、入学までの期間を有効に活用し入学後の円滑な履修を目的とした入学前準備教育として、自宅や本学図書館等での学習を勧めるとともに、レポート課題や試験課題を課して提出させている。なお、本学ホームページにおいては、学則、シラバス、履修要項といった様々な教育情報を公表し、在学生のみならず、入学予定者等広く一般にも周知している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学ホームページ上において、様々な教育情報の公表を行なっているが、今後は、入学前準備の一環として、また、本学についての理解を深めてもらうべく、これらの情報提供についての周知が必要と考える。また、学科の教育課程に沿った推薦書籍等の学習面での情報発信についても検討することが望ましいかと考える。

(6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行なっている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

授業開始前期間において、建学の精神の理解を深めるために、短大部長による講話を行い、教学課において、学習の動機付けや学習支援を主たる目的とした教務オリエンテーションや学生生活全般に係る学生支援のための学生生活オリエンテーションを行うとともに、入試キャリア課、学術情報事務室（図書館）、保健センターの各担当者によるオリエンテーションも実施し、より充実した学生生活を送るための学生支援を行なっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

近年は、授業回数の確保のために授業開始日が早まっており、オリエンテーションの日程が密となっている。本来、オリエンテーションは、学生の理解を深めてもらうことを第一に考えて指導を行うべきであるが、学生は入学早々に長時間のオリエンテーションが続いており、時間に余裕がないというのが現状である。今後は、新入生については、入学式前のオリエンテーション実施等についても検討することが必要かと考える。

基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

基準Ⅲ

教育資源と財的資源

様式 8 - 基準Ⅲ

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

基準Ⅲの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 基準Ⅲの自己点検・評価の要約を記述する。

人的資源は、本学の学科、専攻科の教育課程・実施の方針に基づいて、教員組織を整備、指定規則等に定められた専任教員数、研究実績、非常勤教員の配置も適正に行われている。また、学習効果の向上のため事務組織も平成 24 年度に再編し、各関係部署との連携も適切に行われている。これら、教職員の人事管理も適正に行われている。

本学は、学校法人総持学園の下、鶴見大学（文学部、歯学部）と同一キャンパスの中に設置されているため、校地、校舎は大学との共有施設が多い。図書館、歯学部附属病院（内科、眼科を含む）、大学食堂及び教育資源は単科大学や小規模短期大学と比べ充実している。更に、保育科においては附属幼稚園を併設し学生の教育・実習に効果を上げている。歯科衛生科においても併設されている、歯学部附属病院での歯科臨床実習は専門教育の効果を上げている。しかし、限られた施設の中で短期大学部の教場を確保するために教学課の時間割編成作業が困難な状況下にある。また、全学的な学年歴や建学の精神を実践するための行事等の編成の調整が重要となっている。

(b) 基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

人的資源に対する行動計画では、退職等に伴う教員の人事に関して、指定規則に準拠し、また年齢構成に配慮し実施する。短期大学の運営に当たっては、各種委員会を組織し、年度毎に事業計画を策定し、実行する。

物的資源については、特に地震対策に関して早急に対処すべく、各施設の耐震補強改修事業を計画性をもって整備している。現在、1, 2号館の工事が終了し、体育館の耐震補強改修事業が行われている。今後、平成 25 年度中に 3, 4号館の工事が行われる予定となっている。

[テーマ]

基準Ⅲ—A 人的資源

基準Ⅲ—A の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

人的資源については、本学の学科・専攻科の教育課程編成と実施の方針に基づいて教員組織を整備し、教員は教育と研究活動に積極的に取り組んでいる。更に、事務組織の改変と整備を行い、人員を適正に配置し業務を円滑に行なっている。

本学は、毎年度自己点検報告書を作成することにしており、平成 25 年度には「相互評価」を、そして平成 27 年度には二回目の「第三者評価」を受ける計画で準備を進めている。毎年度の自己点検評価に取り組む中で教職員に関わる人的資源の課題について引き続き検討を行なっている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

平成21年度に実施された第三者評価の結果、指摘された「向上・充実のための課題」のうち、人的資源に関わる部分については、次のような改善が進んでいる。指摘された事項については、自己点検評価委員会及び教授会で検討し、短期大学部の学則、教授会規程等を改正し、短大部長の職位及び校務分掌について明記し、教授会の招集を学長または短大部長が行うこととし、教授会の運営を実態に即した形に変更した。

[区分]

基準Ⅲ—A—1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育組織を整備している。

以下の観点を参照し、基準Ⅲ—A—1の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行なっている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成25年4月現在の短期大学部専任教員の現状について示す。

短期大学設置基準第22条に定める必要教員数及び本学専任教員数を表Ⅲ—A—1—①に示す。

表Ⅲ—A—1—① 設置上定める必要教員数と本学専任教員数

学科名	入 学 定 員	別表第1イに定める 教員数（内教授数）	本学専任教員数			
			教 授	准教授	講 師	合 計
保 育 科	200	11 (4)	7	7	4	18
歯科衛生科	150	12 (4)	9	3	2	14
合 計	350	23 (8)	16	10	6	32

新任の教員の採用（非常勤講師を含む）及び昇任に当たっては「鶴見大学短期大学部教員人事規定（任用及び昇任）」により、教授会の下に人事委員会を設け、適正に執行されている。

主要担当科目を記述した専任教員一覧を表Ⅲ—A—1—②及び③に示す。

表Ⅲ—A—1—② 保育科専任教員一覧 平成25年4月現在

氏名	職位	主要担当科目
上田 衛	教授	家庭支援論、教育相談の基礎、施設保育実習
山田吉郎	教授	文学、教育実習、教育実習概論、日本語コミュニケーション
神田伸生	教授	保育内容総論、保育原理、保育所保育実習
山室吉孝	教授	保育者論、教育原理、保育内容総論、教育実習概論
白井京子	教授	保育内容研究2、
松本和美	教授	国語表現法、保育内容研究2、教育実習概論
井口 太	教授	音楽表現、保育内容研究3
斎藤 晃	准教授	発達心理学、教育心理学、乳幼児心理学、心理学
朴 淳香	准教授	幼児体育、保育内容研究2、教育実習概論
比嘉真人	准教授	児童家庭福祉、社会的養護内容、施設保育実習
佐藤英文	准教授	生活、保育内容研究1、教育実習概論
田家英二	准教授	社会福祉
橋本弘道	准教授	仏教保育、情報機器の操作、保育実習
早川悦子	准教授	保育者論、乳児保育、保育実習、保育所保育実習指導
秋田有希湖	講師	身体表現、体育
松下浩之	講師	障害児保育、教育相談の基礎、保育実習
鮫島良一	講師	造形表現Ⅰ、Ⅱ、保育内容研究3、保育・教職実践演習
芹澤美奈子	講師	音楽表現Ⅰ、Ⅱ、ピアノ・声楽Ⅰ、Ⅱ、保育所保育実習Ⅰ

表Ⅲ—A—1—③ 歯科衛生科専任教員一覧 平成25年4月現在

氏名	職位(免許)	主要担当科目
渡辺孝章	教授(歯科医師)	歯科保存学Ⅱ、歯科予防処置論Ⅲ、卒業研究
後藤仁敏	教授	解剖学、組織・発生学、解剖学・組織学実習
新井松夫	教授(歯科医師)	病理学、歯科診療補助論AⅠ・Ⅱ・Ⅲ
小澤晶子	教授(歯科医師)	歯科臨床概論、歯科保健指導論Ⅰ・Ⅱ
加藤保男	教授(歯科医師)	歯科保存学Ⅰ、歯科診療補助論AⅠ・Ⅱ・Ⅲ
志村文隆	教授(歯科医師)	小児歯科学、栄養指導Ⅰ・Ⅱ、卒業研究
松田裕子	教授(歯科衛生士)	歯科衛生士概論、歯科予防処置論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
前澤真理子	教授(医師)	微生物学、薬理学、訪問介護員養成研修事業
小倉美恵子	教授	英語
奥村英司	准教授	社会学、国語表現法、人生と職業、卒業研究
玉木裕子	准教授(歯科衛生士)	歯科予防処置論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、歯科診療補助論B
小林一行	准教授(歯科医師)	口腔生化学、歯科臨床実習Ⅰ・Ⅱ、卒業研究
田中宣子	講師(歯科衛生士)	歯科診療補助論AⅠ・Ⅱ・Ⅲ

吉田好江	講師（歯科衛生士）	歯科衛生統計、歯科予防処置論Ⅱ・Ⅲ
------	-----------	-------------------

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

教員組織の編成上、専任教員の高齢化が今後課題になると思われる。新任の教員の採用に当たっては、この点を十分に考慮し編成すべきところである。また、「鶴見大学短期大学部の人事及び勤務に関する規則」により、原則として1週12時間（6コマ）の授業を担当することが定められているが、各教員間の担当コマ数の偏りが見られるため、是正が必要である。

基準Ⅲ—A—2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行なっている。

以下の観点参照し、基準Ⅲ—A—2の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う教員室、研究室等を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) F D活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、F D活動を適切に行なっている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

基準Ⅲ—A—2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針について研究教育活動を行なっている。

専任教員の研究活動状況（平成22年度～24年度）は、下記①、②の通りである。

表Ⅲ—A—2—① 保育科専任教員研究活動一覧 平成22年度～24年度

※ 「著書」には共著を含む。ポスター発表は「学会発表」に含める。

氏名	職位	著書	論文	学会発表	その他
上田 衛	教授	3	2	0	0
山田吉郎	教授	1	15	0	13
神田伸生	教授	1	1	3	2
山室吉孝	教授	2	0	0	0
白井京子	教授	0	0	0	1
松本和美	教授	0	1	1	0
井口 太	教授	0	1	0	0
斎藤 晃	准教授	1	0	2	1
朴 淳香	准教授	1	2	6	1
比嘉真人	准教授	1	0	0	0
佐藤英文	准教授	1	8	7	0
田家英二	准教授	3	5	3	0
橋本弘道	准教授	0	4	2	1
早川悦子	准教授	0	0	2	9
秋田有希湖	講師	2	0	10	5
松下浩之	講師	1	1	4	0
鮫島良一	講師	平成25年度新規採用教員につき未記入			
芹澤美奈子	講師	平成25年度新規採用教員につき未記入			

表Ⅲ-A-2-② 歯科衛生科専任教員研究活動一覧 平成22年度～24年度

氏名	職位	著書	論文	学会発表	その他
渡辺孝章	教授	2	3	2	4
後藤仁敏	教授	3	15	18	0
新井 裕美	講師	0	7	3	0
赤澤 福洋	講師	2	8	4	1
加藤保男	教授	0	2	0	0
志村文隆	教授	1	0	0	0
松田裕子	教授	3	3	6	0
前澤真理子	教授	2	2	1	3
小倉美恵子	教授	0	4	4	0
奥村英司	准教授	0	2	0	0
玉木裕子	准教授	2	4	4	0
小林一行	准教授	平成25年度新規採用教員につき未記入			

※ 備付資料「短期大学部教員個人調書・教育研究業績書」

を参照

専任教員の研究活動は、「鶴見大学紀要」及び学会誌「保育鶴見」「保健つるみ」を発行し、公開している。研究業績は本学ホームページから、随時入力できる「研究業績管理システム」を介し、公開している。

また、科学研究費等外部からの研究資金の調達状況は下記の通りである。

①科学研究費助成事業

平成22年度 申請3件のうち3件不採択

平成23年度 申請4件のうち1件採択

申請者 小倉美恵子 研究課題名 言語変化と複雑適応体系—英語の史的発達における
ネットワークと曖昧性に基づいて

平成24年度 申請2件のうち2件不採択

②その他

平成22年度 財団法人富徳会 歯科衛生学研究者補助金 1件

申請者 吉田好江 研究課題名 歯科衛生士教育における医療安全管理教育の課題

※備付資料「科学研究費助成事業の申請・採択等、外部からの研究資金の調達状況」を参照

専任教員一人当たりの一般研究費・研究旅費は下記の通りである。

年 度	一般研究費	研究旅費	合 計
平成22年度	215,460	74,925	290,385
平成23年度	215,460	74,925	290,385
平成24年度	215,460	74,925	290,385

※備付資料「研究費の配分方法」及び「短期大学部研究費・研究旅費決算」を参照

鶴見大学特定研究助成（短期大学部実績）は下記の通りである。

年 度	研 究 助 成 者			研 究 課 題
	所 属	職 名	氏 名	
平成22年度	保育科	准教授	朴 淳香	明治期の幼稚園教育における「健康」の概念形成に関する研究
平成23年度	保育科	准教授	田家英二	高齢者の通所介護（デイサービス）ニーズの多様化
平成24年度	保育科	講 師	秋田有希湖	学生の動きの習得に関する研究—映像分析を用いた際の学生の動き・意識の変化—

* 備付資料「鶴見大学特定研究助成実績（短期大学部）」を参照

また、専任教員の国際会議等の出席状況は下記の通りである。

専任教員の海外派遣、国際会議等出席状況 平成22年度

学科	氏名	学会名等	開催地	期間
保育科	佐藤英文	オーストラリアの幼稚園・保育所・自然体験現場の視察	オーストラリア、シドニー・メルボルン	H23.2.21~26
	大地宏子	ドイツ、オペラ劇場における子どもを対象とした音楽教育の研究 (専任教員特別短期国外出張)	ベルリン国立歌劇場、ライプツィヒオペラ ベルリンオペラハウス、 ドレスデン国立歌劇場	H23.3.1~8
歯科衛生科	小倉美恵子	国際発達言語学会 (科学研究費補助金)	オランダ、ウトレヒト (ウトレヒト大学)	H22.4.11~18
	前澤真理子	科学研究(文部科学省)共同 支援研究「映画と高齢者の脳科学」国際情報視察	スロヴェニア・クロアチア	H22.8.11~20
	矢島道彦	ジャイナ教寺院の儀礼に関する現地調査及びデータ収集	インド、ボーパール市、 ジャイナ・ナガル・ ネーミナータ寺院	H22.12.6~17

専任教員の海外派遣、国際会議等出席状況 平成23年度

学科	氏名	学会名等	開催地	期間
保育科	斎藤 晃	児童発達心理学会隔年大会 ポスター発表 (専任教員特別短期国外出張)	カナダ、モントリオール	H23.3.29~4.4
	細川かおり	トーンビュ市(デンマーク) における特別支援学校及び 幼稚園でのフィールド調査 (科学研究費補助金による 研究の研究協力者として)	デンマーク	H23.12.5~9
	大地宏子	ベルリン芸術大学図書館での調査(弘田龍太郎の留学時の教育内容等)及びウィーン音楽ホールでの子どものための音楽教育の調査と参加	ベルリン ウィーン	H24.3.10~19

	石賀直之	美術館における幼稚園参画 型アートプロジェクト参加 のため	オーストラリア (ニューイングランド 大学)	H24.3.18~26
--	------	-------------------------------------	------------------------------	-------------

専任教員の海外派遣、国際会議等出席状況 平成24年度

学 科	氏 名	学会名等	開催地	期 間
保育科	斎藤 晃	第18回国際乳児会議 ポスター発表	アメリカ ヒルトン・ミネアポリ ス	H24.6.5~6.10
歯科 衛生科	前澤真理子	第12回 ICN ポスター発表 及び講演 (International Child Neurology Congress)	オーストラリア Brisbane Convention & Exhibition Center	H24.5.26~6.2
		チリ、ペルー国際交流会 出席	チリ アントファガスタ大学他	H24.8.16~9.4

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

研究活動の実績には教員間で差が認められるため、大学紀要を始め、両科の学会誌及び所属学会等への学会発表、論文の投稿を求めている。更に、科学研究費補助金等の獲得に向けて各教員の積極的な研究活動を活性化させることが課題である。

平成25年度からは、毎年「研究計画書」を学長に提出することを義務付けることとした。

基準Ⅲ—A—3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

以下の観点を参照し、基準Ⅲ—A—3の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD活動を適切に行なっている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成24年度より大学の事務組織は、全学を統括する管理部門と学生支援センター、教育研究支援センター及び入試キャリアセンターからなる教学部門に分かれている。学生支援センターは、授業・試験・成績等を担当する教学課と教員の教育・研究支援を教育支援センターとともにその一部を担当する教学課6号館事務室で構成されている。また学生支援センターでは、学部を超えて全学学生の課外活動や学生福利厚生等を担当している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

全学的に見てみると、今回の事務組織再編による事務職員の意識にはまだ温度差があり、時間をかけて初期の目的を遂行することが肝要である。

基準Ⅲ—A—4 人事管理が適切に行われている。

以下の観点を参照し、基準Ⅲ—A—4の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

事務組織の在り様は、法人の管理規程と事務分掌規程の定めるところによるが、教職員の人事・サービスに関しては職員就業規則に定めている。また、短期大学部では、学長とは別に短大部長を置いて短期大学部の運営に当たっている。特に、教員の人事や勤務に関しては、短期大学部に特化した諸規程を別に定めている。それらの諸規程については、就任時、教員には学長はじめ短大部長・学科長より、職員には事務局長及び所掌の管理職より建学の精神と合せて周知徹底されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成24年度より大学の事務組織を再編し、教学部門は学生支援センター、教育研究支援センター及び入試キャリアセンターに集約された。事務組織再編の要点は教学組織の改

変に他ならず、その一義は教学組織のセンター化に伴い教職員が一体となり、教員組織と事務組織が協働で質の高い学生支援が展開できるようにすることである。この目的の達成には、教員及び職員の人事管理が適切に機能していくようなシステムの構築や規程の整備が不可欠となっている。

[テーマ]

基準Ⅲ—B 物的資源

基準Ⅲ—B の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学における物的資源の第一は、大学と共用している校地・校舎であるが、いずれも短期大学設置基準の要件を充足している。しかし、主要な校舎である1号館と短期大学部の実習棟である4号館は、昭和56年以前に建築された建物で現行の耐震基準により設計されていないことから、“学園のキャンパス及び施設・設備の整備充実の方策”に基づき、「学校法人総持学園施設設備総合整備計画」～真人を育てる未来空間～を策定した。この基本計画を基に1号館・4号館の耐震改修を平成24年及び25年度に整備することとなった。この計画の立案実施に当たっては、専門委員会を設置して、自己点検評価委員会及び職員のプロジェクチームを通して学生・教職員の要望を集約し、改修事業を推し進めている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

前述の通り、1号館及び4号館の耐震補強を含む改修工事は、法人規模で計画され、優先順位を付けて着工することになる。当初の計画では、1号館はⅠ期、4号館はⅡ期の予定で、Ⅰ期工事は平成24年度からの実施であったが、緊急を要する国の政策を踏まえ、平成23年度から前倒しして実施することとした。この総合整備計画は、5年間で実施するものであるが、耐震補強や教育研究設備の充実のほか、防災機能の強化、バリアフリー化、エコ化、学生厚生施設の拡充等を総合的に検討し、法人全てにわたり整備するものである。

[区分]

基準Ⅲ—B—1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

以下の観点を参照し、基準Ⅲ—B—1 の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。

- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
 - (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
 - (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
 - (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
 - (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が十分である。
 - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
 - (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。(1)～(7)、(10)

短期大学部設置基準に基づく本学の校地面積は、基準面積8,500㎡に対して現有面積100584.1㎡、校舎面積は、基準値6,850㎡に対して現有面積33982.3㎡であり、大学との共用部分も含んでいるが、いずれも設置基準を満たしている。運動施設としては、キャンパスより徒歩25分程に位置する荒立校地(テニスコート・弓道場・運動広場、面積は15325.7㎡)と、バスで20分程に位置する師岡グラウンド(サッカー・ラグビー・アメフト、面積は14588.7㎡)があり、主にクラブ活動で使用している。体育館の面積は7536.7㎡で、第1競技場・第2競技場、柔道場・剣道場・トレーニングルーム・リズム実施室を併設している。また、障がい者への対応としては、自動ドア、多目的トイレや車いす対応のエレベーターやリフト、スロープ、手すり等を設置する等、キャンパスのバリアフリー化を学園の総合整備計画の基に推進している。更に必要に応じ当該者の入学時には、その状況に応じた施設・設備の改修を行なっている。

短期大学部で使用している講義室等は、文学部と共用している1号館・5号館と短期大学部の演習・実習で使用している4号館である。1号館・5号館の講義室は、201名以上収容の講義室が6室、91～200名収容が5室、更に演習室が18室、他にコンピュータ教室が4室、総合視聴覚室が2室である。また、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき設置している演習室、実習室等は以下のとおりである。保育科、専攻科は、4号館の合奏実習室、TML実習室、図化工作実習室、家政実習室、介護実習室、入浴実習室及び体育館のリズム室の7室である。歯科衛生科は、4号館の臨床実習室1・2、X線実習室、TBI室、リネン室、基礎実習室1～4の9室である。なお、教育効果向上のため、臨床実習室1・2、基礎実習室3・4及びリネン室の5室においては、デジタルコンテンツの共有やリアルタイムデモンストレーションが可能なマルチメディア実習教育システムを構築し、基礎実習室1・2の2室においては、映像

の共有が可能なe-マルチメディア教育システムを構築している。なお、4号館4-204教室(基礎実習室4)の実習台は、25年以上経過し、水漏れや機器の故障により、新カリキュラムの実習内容の到達目標を達成できない状況であったため、平成24年3月に国家試験対策を考慮したファントムを追加し更新を行なった。

これら施設・設備の維持管理は、共有している文学部の施設・設備とともに総括的な管理を行っており、短期大学部のカリキュラムに則った運用をしている。

機器・備品については、各講義室にプロジェクタ、教材提示装置、ブルーレイディスク、DVD、ビデオ、カセットデッキ等を整備し、半期ごとに各設置教室の視聴覚機器の点検を行い不良箇所があれば修理している。グランドピアノ、アップライトピアノについては、半期ごとに専門業者による調律を行い、電子ピアノについては、半期ごとに専門業者による点検・調整を行なっている。歯科臨床ユニットは、使用ごとに簡単な点検・チェックと清掃を行い不良箇所があれば修理している。臨床実習室1・2、基礎実習室3・4及びリネン室の5室のマルチメディア実習教育システムは、使用ごとに点検・チェックを行い不良箇所があれば修理している。基礎実習室1・2の2室のe-マルチメディア教育システムは、半期ごとに専門業者による点検・調整を行なっている。また、コンピュータ教室4室、総合視聴覚教室2室などの特殊教室の機器についても同様に、半期ごとに専門業者による点検・調整を行なっている。

表 管財課で管理している授業用機器備品の整備状況一覧 (H25.5.1 現在)

機器備品名称	台数	整備システム概要(管理状況、整備計画等)
ビデオ	40	半期ごとに、各設置教室の視聴覚機器の点検を行なって、不良箇所があれば修理している。 備品の買い替え、新規購入については、年次計画を立案の上、予算申請し整備している。
DVD	29	
ブルーレイ	19	
カセット	8	
資料提示装置	28	
OHP	2	
プロジェクタ	31	半期ごとに専門業者による調律を行なっている。
グランドピアノ アップライトピアノ	5 18	
電子ピアノ	50	半期ごとに専門業者による点検・調整を行なっている。
その他楽器類	1式	修理が必要であれば、その都度業者に連絡する。
歯科臨床実習用 ユニット	44	平成17年に更新し、使用ごとに簡単な点検・チェックと清掃を行なっている。
歯科マルチメディア 教育システム	1式	修理が必要であれば、その都度業者に連絡する。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の校舎・施設の中には竣工後40年を超える建物もあり、毎年事業計画の策定及び予算の申請に当たっては関係部署と連携して老朽化に対応すべく改修等を行い、教育環境の維持向上に努めている。本学園は、「学校法人総持学園施設設備総合整備計画」のもと、逐次整備事業を推進しているところであり、本年度より短期大学部の主たる実習施設である4号館の改修工事に着手した。

また、障がい者への配慮については、本学は校舎等の建物が傾斜地に立地しているため、キャンパス内の移動に伴う段差の解消は大きな問題であるが、このバリアフリー化についても、改修計画の実施時に、取り組む予定である。

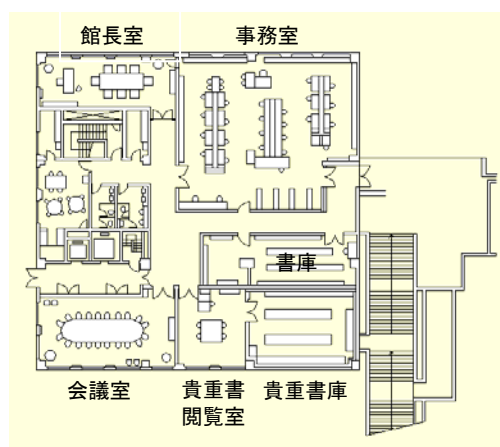
(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。(8)～(9)

(8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

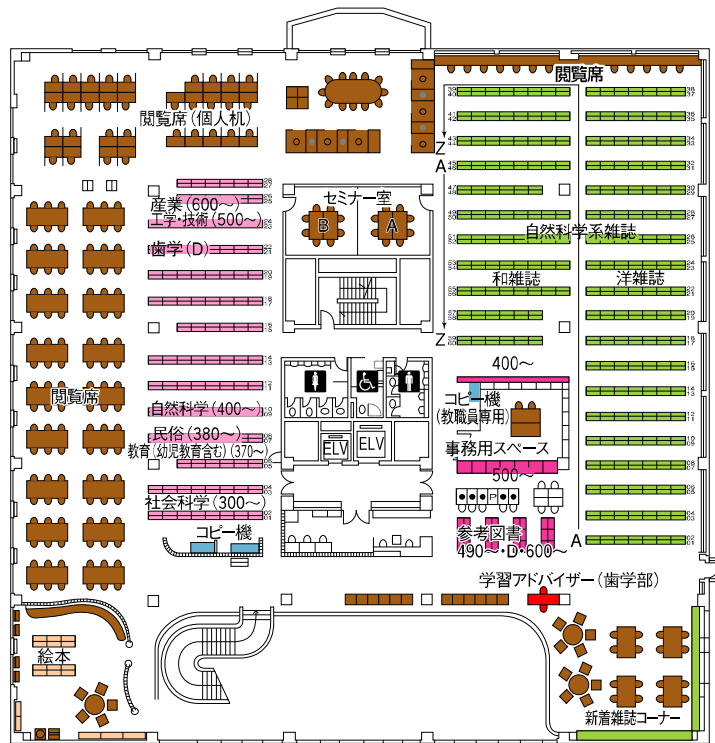
図書館は昭和28年に創設され、現在の図書館棟の竣工は昭和61年である。建物の概要は、以下の図書館平面図に示す通り、地上3階、地下2階の5階建て、専有延べ床面積は7,366㎡である。サービス空間としては、1階(1,990㎡)及び1階(1,772㎡)を開架書架・閲覧席、地階を閉架書庫とし、地下1階には視聴覚ブース及びホール(347㎡)を設置している。

図書館配置図

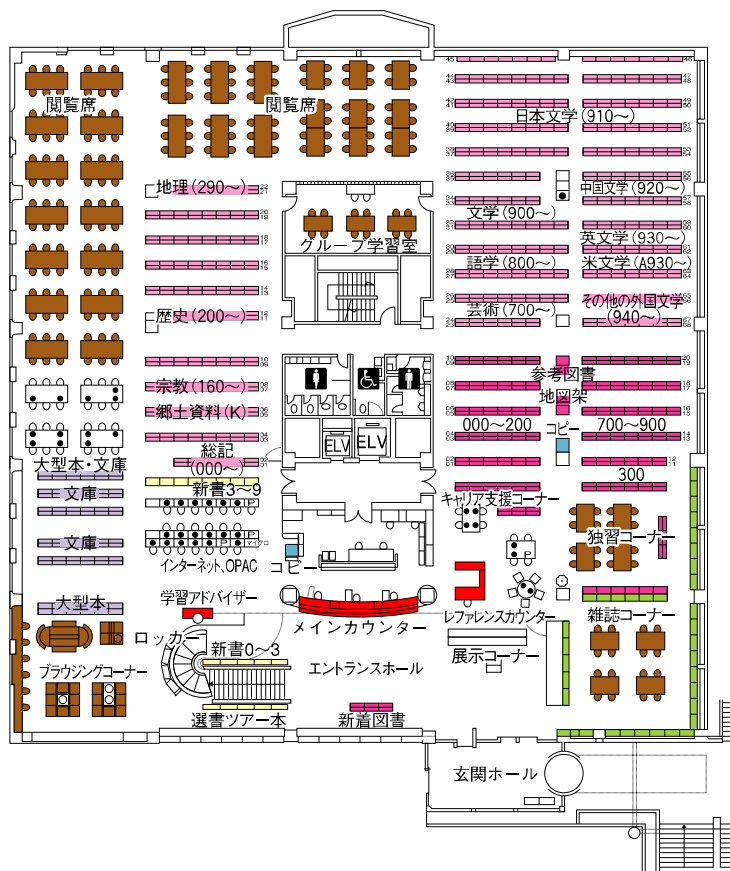
3階 貴重書庫、貴重書閲覧室、事務室



2階 開架書架・閲覧席



1階 開架書架・閲覧席



地下1階 書庫、個人閲覧席、
視聴覚ブース及びホール



地下2階 書庫



(9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌、AV資料数及び座席数等が十分である。

保育科及び歯科衛生科の主題の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数等については「表Ⅲ-2」に示す通りである。閲覧室には併設大学を含めた全在籍学生数の2割以上に相当する669席の座席数を配置しており、試験期でも満席に到らぬ席数を確保している。

ICT環境に関しては、授業や授業時間以外の学習支援のため、52台のインターネ

ットに接続した利用者用パソコンにより、一般的なビジネスソフト、オンライン目録情報、及びオンラインデータベースを提供している。

平成24年4月には、図書館への全学的なネットワーク関連の業務統合が実現した。業務統合により、ICT活用の環境整備が整った。

本学図書館の特徴として、保育科及び歯科衛生科両科が必要とする専門図書の外に、両科の主題に関わるいくつかのコレクションを所蔵していることである。保育科では、幼児教育者として高名な内山憲尚氏の個人文庫と、西洋の19世紀から20世紀にかけての貴重な絵本のコレクションを所蔵している。歯科衛生科では、歯学部が併設されていることから、和漢洋の医学史・歯学史に関わるコレクションを所蔵している。これらは、貴重書として授業での利用や教員の研究資料として活用され、更に他の主題も含めて、年に3回から4回の貴重書展示を開催し、学生にも所蔵資料を周知している。

表Ⅲ—2 図書・設備

学科	図書 [うち外国書]	学術雑誌 [うち外国書](種)		視聴覚資料(点)	機械・器具(点)	標本(点)
	(冊)		電子ジャーナル [うち外国書]			
保育科	74,875[4,791]	355[36]	25[7]	345	22	0
歯科衛生科	115,583[18,586]	150[27]	16[13]	783		0
計	190,458[23,377]	505[63]	41[20]	1,128	22	0

図書館	面積(m ²)	閲覧席数	収納可能冊数
		7,366 m ²	669 席

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

購入図書の選定は、職員2名が専任として担当し、図書委員会での推薦図書及び教職員からの希望図書もその対象に含めている。蔵書の廃棄は、規程により亡失や不用資料を主たる対象として、図書委員会での承認のもとに年度単位で処理している。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

大学図書館の平均を上回る図書予算と、また併設大学との共用施設という環境のもと、学生用図書は参考図書を含め充実している。蔵書に関しては、併設大学と共用している全蔵書は80万冊を所蔵している。

歯科衛生科は、大学歯学部の購入資料にも大きく補われ、また保育科についても、一般図書への支出が軽減されることによる、当該分野での刊行物に特化された予算執行が可能のため、それぞれの当該分野での蔵書構成は網羅的になっている。また、併設大学との共

用という利点により、学科主題以外の一般教養図書についても、総合的な蔵書構成となっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

図書館又は学習資源センター等における面積、蔵書数、及び座席数は現状の要求を満たす量と質を備えているが、竣工後27年を経て収納可能冊数の上限に達している蔵書の収蔵スペースについて、新たな収蔵スペースの増設や利用頻度の落ちた蔵書の廃棄などの対処が必要な状況になっている。

I T環境に関しては、図書館システムをリプレースし、パソコンの性能は十分なものとなった。数量的には、情報化社会に適応した現在の学生の要求を満たすにはパソコンの台数が不足している状況にある。

図書館へのネットワーク部門の業務統合が実現したが、更に全学的な学修支援における総合的なI C T活用が望まれる。

基準Ⅲ—B—2 施設設備の維持管理を適切に行なっている。

以下の観点を参照し、基準Ⅲ—B—2の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行なっている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行なっている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

施設・設備等の維持管理については、平成24年度に改正された「学校法人総持学園事務局事務分掌規程」に基づき、学部制を廃して全学的に財務部管財課が総括的に維持管理することとなった。

また、管理責任については、「学校法人総持学園固定資産及び物品管理規程」及び「鶴見大学施設・設備使用管理規程」等に基づき管理責任者等を定めて、適切に管理を行なっている。

防災については、「鶴見大学防火・防災管理規程」により防火・防災管理の徹底を期し、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とし、全学の学生・教職員、委託業者等が参加して毎年2回10月及び12月に防災訓練を実施している。10月の訓練は、大地震による避難を想定し全学生を対象として学年暦に組み込み、全学に周知を図って毎年計画的に実施し、12月の訓練は、主に火災予防として所管消防署の協力・指導のもと実施している。この防火・防災訓練を通し

て、学生・教職員の防火・防災意識の高揚に努めている。また、消防設備等についても、年2回専門業者に点検を依頼しているとともに、学内にて定期的に自主点検を実施し、不良個所が発生した場合は、業者と打合わせの上対応している。また、「学校法人総持学園危機管理規程」により危機管理委員会を開催し、災害・事故及び事件等の危機の拡大防止に努めているとともに、危機管理マニュアルを強化し日常的に危機管理体制の充実を図っている。

更に平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、あらためて防災に対する全学共通の理解を深め、大規模地震が発生した場合に速やかに適切な対応が出来るよう、広域避難場所に指定されている大本山總持寺と横浜市・鶴見区の関係部署との協議を重ね、平成23年9月に「大規模地震対応マニュアル」を制定し、全職員に配付した。平成24年4月には、全学生に対しても携帯用マニュアルを配付し有事に備えている。

また、大規模地震が発生した場合には学生、生徒、園児、患者、教職員、地域住民等の人命を守り、施設や設備の損傷を最小限にとどめるため、平成24年1月に「学校法人総持学園施設設備総合整備計画」に着手した。初年度にあたる平成23年度と24年度においては、I期工事として短期大学部の学生が講義で使用する1号館と主に歯学部が使用する2号館について耐震補強・防災機能の強化を進め、平成24年度末に完了し、更に短期大学部の実習棟である4号館と歯学部が使用する3号館及び全学的に使用している体育館について改修工事に着手したところである。

防犯対策においては、警備会社に建物内・外の警備を委託している。警備体制は、各建物により異なり、24時間常駐警備、時間帯警備及び夜間における機械警備となっている。各警備員からの報告は、毎朝「警備日報」及び口頭にて各担当課長へ報告されるほか、大学と警備会社で定例会を開催して情報等の交換や共有を行なっている。また、日常業務及び有事の対応は、「警備計画書・指定事項明細書」及び「緊急連絡一覧表」により迅速に対応し、各警備員との連携を取りながら警備業務を行なっている。また、建物出入口等の主要な場所に防犯カメラを設置し不審者等の発見や被害防止にも努めている。

コンピュータシステムのセキュリティについては、アンチウイルスソフトを導入することによって、ウイルスによる被害に備えている。また、学生用端末は、個人の記録がパソコン上に残らないように、再起動ごとにパソコンの記録をリセットされるようソフトウェアをインストールしている。本学で提供している各種システムについては、ID・パスワードによる認証を行なっている。また、利用者ID交付時に必要な情報教育も行なっている。ネットワークにおいては、ファイアウォール、不正アクセス検知システム等を導入し、安全対策を図っている。

省エネルギー及び省資源対策等については、東日本大震災直後の平成23年4月に節電について学長メッセージを緊急布告し、学内に「節電行動計画作成委員会」を設け同年6月に「学校法人総持学園省エネルギーマニュアル」、「節電行動計画」を策定し、大

学ホームページに掲載し各館内に掲示により告知する等、学生・教職員への省エネルギー・地球温暖化対策に積極的・継続的に取り組んでいる。また、職員が一般・産業廃棄物処理等の講習会等に参加する等、教職員及び学生に対して、省エネルギー及びゴミの減量化・リサイクル率の向上に努めるよう啓発している。なお、計画停電の対策については、教育研究のほか、病院の診療にも大きな影響を及ぼすことから、「計画停電対応マニュアル」を作成・配付し不測の事態に備えている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

近年、大学キャンパス内のセキュリティの重要性が高まっているが、地域社会への開放も大きな使命である。本学は、大本山總持寺の境内に隣接しておりその参道を挟んで建物があるため開放的である反面、門や塀がなく昼間・夜間を問わず校内を自由に往来でき地域住民の通勤、通学、買い物等の動線となっている。したがって、防犯面において大変厳しい状況であるため、法人内の委託警備会社を一元化して広範囲に警備体制が強化できるよう、平成24年度から警備会社を変更した。

また、コンピュータシステムにおいては、アンチウイルスソフトのインストールを各自が行う体制をとっているため、アンチウイルスソフトをインストールしていないPCが存在している。今後は、PCの購入・更新時に必ずアンチウイルスソフトをインストールするよう徹底すると共に、PCにインストールされているソフトウェアを管理する必要がある。

[テーマ]

基準Ⅲ—C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ—Cの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学では、学内LANを整備し、教室や研究室、事務室等にコンピュータを設置して、学生の学習支援・就職支援、教職員の授業運営や学校運営に活用できるようにしている。また、大学と共用であるが、マルチメディア教育センターを設置してICT活用の授業やコンピュータ利用の語学演習に対応している。教科としては、情報リテラシー科目を必須として、学生の情報技術の習得を企図している。マルチメディア教育に関する諸問題に対しては、全学及び学部マルチメディア委員会を設置して問題解決を図っている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

マルチメディア教育センターは、平成14年に設置され、機器類はすでに経年劣化しているため、平成21年度より、マルチメディア委員会において、利用状態及び機器類の現状把握と将来のマルチメディア教育への構築に向けた検討事項を協議し、教育環境の向上及び拡充を図るため、平成23年度、新しいシステムの構築、リニューアルを実施した。

[区分]

基準Ⅲ—C—1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

以下の観点を参照し、基準Ⅲ—C—1の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行なっている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させている。
- (9) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

保育科、歯科衛生科とも、それぞれの学科の卒後の現場での活用に応じた情報リテラシー科目を設定しており、学術情報事務室ではそれらの授業に対応すべく技術的資源を、設備の面においては管財課が計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

具体的には、学生が利用可能なシステムについては、平成13年に、PC・携帯電話を利用して大学からの連絡事項や休講情報が閲覧できるポータルシステムの運用を開始し、平成19年にはポータルシステムと学生情報を一元化した教学系システムを統合し、一つのシステムでサービスを提供できるようリニューアルした。これにより、ポータルシステムの機能だけでなく、教職員が学生情報を共有できる環境が整った。また、履修登録や就職情報の検索等も上記システムからできるようにし、その充実を図った。システムを統合・リニューアルしたことにより、情報の共有化が進み、また、ランニングコストが大幅に削減された。

平成7年に運用開始した学内LANは、平成12年度に一部未整備であった教室、研究室、事務室へのネットワーク敷設を行い、全学的にネットワークを利用できる環境が整備された。基幹網は1Gbpsの回線で結ばれ、ネットワークは、教育研究系ネットワ

ーク、事務系ネットワーク、学生系ネットワークに区分され、各セグメント間の通信を制御しセキュリティを確保している。インターネット接続については、10Mbpsの専用回線を使用している。

技術的資源については、経年劣化に伴う故障や情報機器を用いた授業形態・内容の変化・高度化に対応すべく、計画性をもって充実を図っているが、平成23年は1号館402・403教室の教育システム改修工事と講義室・演習室のうち5室のAV機器整備工事を実施し整備を図った。なお、1号館は文学部と共用している（下表参照）。

表 情報機器設置整備状況等一覧

館	階	教室番号	教室名	機種	台数
1号館	3階	301	マルチメディア パフォーマンスルーム	FUJITSU FMV Panasonic WE-LB20A (LL 機器)	48 48
			302	マルチメディア コミュニケーションルーム	Panasonic WE-LB20A (LL 機器)
	4階	402	マルチメディア コンピュータールーム 1	HITACHI PC8DP4	40
		403	マルチメディア コンピュータールーム 2	HITACHI PC8DP4	40
	5階	502	総合情報教育設備	FUJITSU FMV	70

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

ポータルシステムについては、現在、履修登録や就職情報の検索は学内からのみのアクセスとなっているので、今後、学外からもアクセスできるように改善する必要がある。

学内LAN（ネットワーク）及び各種サーバーについては、一部ネットワーク機器が老朽化しているので、リプレースを行う必要がある。

平成14年に設置した1号館301・302教室は、近年経年劣化が著しく維持管理にも支障が出はじめており、部品対応も困難になりつつある。教育の効率化を図るためにも新規取替え（更新）が望ましく、現在の情報教育の対応に十分でなくなっているため、情報教育担当教員より、改善が求められており、短期大学部マルチメディア委員会において緊急課題として検討を始めている。

今後、教育・研究の多様化が進んでいく中で、特に進歩・発展の著しい情報化社会に対応していくためにも、様々なレベルの技術的資源の充実が求められ、効率的な情報機器の整備やその運用体制・方針等を確立させることが必要である。

短期大学部では、前述した教育用の技術的資源の施設を設置しているが、今後技術的資源を専門に扱う職員の配置及び全学的な技術的資源のセンター設置が望まれている。

[テーマ]

基準Ⅲ—D 財的資源

基準Ⅲ—D の自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

法人財務の消費収支状況は、平成 22 年度 144 百万円、平成 23 年度 891 百万円、平成 24 年度 669 百万円と 3 年連続の消費収入超過となった。

資金収支については、次年度繰越支払資金が平成 22 年度 20,427 百万円、平成 23 年度 21,696 百万円、平成 24 年度 26,330 百万円と推移しておりキャッシュフローは問題ない。

収入については、学生生徒数が減少傾向にあり、学生生徒納付金も減少しているため、寄附金や補助金等外部資金の積極的受け入れや事業収入の拡大に努めた結果、国庫補助金並びに地方公共団体補助金、医療収入等が、前年度に続き高水準を維持したことから帰属収入は増加した。特に、補助金収入については、平成 23 年度に策定した「学校法人総持学園施設設備総合整備計画」に従い、「1・2 号館及び体育館の耐震補強改修事業」、「防災機能等強化緊急特別推進事業」、「エコキャンパス推進事業」等を推進した結果、文部科学省の私立学校施設整備費等補助金の採択を受け事業に着手することができた。また、医療収入は平成 23 年度に導入した電子カルテシステムの定着による業務の効率化と同システムによる保険点数管理の厳正化、病理組織検査受託推進等により収入増となった。

支出については、人件費では専任教職員数削減や非常勤講師等への切換え、その他諸経費等では省エネルギー対策推進による電気料金削減により、消費収支が改善し均衡が図られている。

貸借対照表財務書比率は、総負債比率 10.8%、負債比率 12.1%、固定比率 80.6%、固定長期適合率 67.6%といずれも全国平均を下回り良好である。流動比率も 1,000%と全国平均 232%を大幅に上回っており良好な水準と言える。

短大部では、学生数の確保に改善が見られ学納金が増加したことに加え、「1・2 号館耐震補強改修事業実施計画」の実施に伴う国庫補助金が増加したことなどから、帰属収入は予算比で 110 百万円増の 1,573 百万円となった。これにより基本金組入額 155 百万円を差し引いた消費収入は、前年度比 74 百万円増の 1,418 百万円、消費収支差額は 179 百万円の収入超過となり、収支状況は改善の方向に向かっている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

自己点検・自己評価に基づく改善計画については、平成 23 年度に、「学校法人総持学園施設設備総合整備計画」を策定し、平成 23 年度から 27 年度まで 5 年計画で校舎の耐震と診断と耐震補強改修工事を進めている。

また、平成 23 年 1 月の「再構築小委員」の最終答申を受け、中長期的な財政計画として総経費の抑制と教職員数の是正に取り組んでいる。

〔区分〕

基準Ⅲ—D—1 財的資源を適切に管理している。

以下の観点参照し、基準Ⅲ—D—1の自己点検・評価の概要を記述する。

〔当該区分に係る自己点検・評価のための観点〕

- (1) 資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- (2) 消費収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は帰属収入の20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

〔注意〕

基準Ⅲ—D—1について

- (a) 財務に関する自己点検・評価については、日本私立学校振興・共済事業団『私立学校運営の手引き』第1巻「私学の経営分析と経営改善計画（平成24年3月改定版）」（p5：図1）を参照し、どの区分に該当するかを「基準Ⅲ—D財的資源」の提出資料「書式4 キャッシュフロー計算書」の該当部分に記載する。
- (b) 同資料の「定量的経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）」のB1～D3に該当する学校法人は経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を掲載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (c) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

- (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

資金収支においては、毎年、教育研究経費支出（前年度比655百万円）と教育研究環境整備のための長期的な視野に立った施設・設備関係等固定資産の充実（前年度比48百万円）を図りながら、効率的な予算執行を心がけ節減に努めた結果、平成24年度も十分な次年度繰越支払資金を確保できた。

消費収支については、平成21年度に中学・高等学校の新校舎建設に伴う旧校舎解体撤去費用及び除却損の発生により、331百万円の消費支出超過となったが、その後収入は平成22年度144百万円、平成23年度891百万円、平成24年度669百万円と3

期連続収入超過となった。

貸借対照表から見た財務状況については、19～21年度に中学・高等学校新校舎建設資金 3,000 百万円、平成 20 年度に歯学部隣接土地購入資金 1,300 百万円を銀行借入にて賄ったが、平成 24 年度末の借入残高は 3,453 百万円で総負債比率は 10.8%と全国平均を下回っている。自己資金比率は 89.2%と高い水準にある。

資産状況では、固定比率が平成 22 年度 83.6%、平成 23 年度 80.6%、平成 24 年度 73.1%と低下し、流動資産比率は平成 22 年度 762.2%、平成 23 年度 812.7%、平成 24 年度 1,000.3%と向上している。総資産も安定して増加していることから資産は健全な状況にあると考えている。

本法人の財政状況については、法人全体でも短大部においても、帰属収支では収入超過を維持しているが、学生生徒数の減少による学納金の減少が大きな課題となっている。特に短大部は、帰属収入における学納金比率（69.2%）が高く学納金への依存性が高いため、安定した経営の観点から適正な学生数の確保はもちろんであるが、それ以外の外部資金（寄附金・補助金・事業収入・資産運用収入・雑収入等）の獲得を図り、収入バランスの改善を図っている。支出面では、全国の大学法人と比較して人件費比率が高かったが、人件費の抑制策などにより、平成 22 年度 60.0%、平成 23 年度 48.7%、平成 24 年度 47.2%と低下しており改善傾向にある。

退職給与引当金は、期末要支給額の 100%を基準として私立大学退職金財団の掛金と交付金の累積額を調整した額を繰り入れている。

資産運用については、継続的に円滑な資産運用を図ることにより、本法人の経営に資するため資産運用管理規程を設けている。資産運用の管理方針等については、資産運用管理委員会で検討し理事長（資産運用管理委員会の委員長）は、理事会並びに評議員会に報告する義務を負っている。財務部では、資産運用管理委員会において資産の運用環境や運用状況報告を行なっている。

教育研究経費比率は、過去 3 年間の平均が法人全体 29.9%、短期大学部 24.8%となっており、20%は超えているものの全国の大学法人と比較して低い状況にあり、教育研究の高度化・活性化のためには、高めていかなければならない。

教育研究の向上のための施設設備の充足については、重要な課題として捉えており、毎年事業計画に則って適切に予算化をしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

定員充足率については、法人全体では学生生徒数が減少傾向にあったが、平成 24 年度歯学部の定員数を 160 名から 120 名に見直しを実施した結果、全学部で入学定員充足率は 100%を超えた。短期大学部も改善し、保育科、歯科衛生科の入学定員・収容定員充足率とも 100%を超えている。

短期大学部の財務体質は改善傾向が見られ、平成 24 年度消費収支差額は 179 百万円と 2 期連続の消費収入超過になった。学納金や国庫補助金の増加のため、帰属収入

増が図られたことなどにより、今まで比較的高かった人件費比率も 47.2%に低下したが、引き続き人件費や諸経費の削減に取り組むなど、収支の改善を図らなければならない。

基準Ⅲ—D—2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

以下の観点を参照し、基準Ⅲ—D—2の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行なっている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本法人の「再構築小委員会」において、学園を再構築する為の諸方策が議論され最終答申が出されたが、その中で短期大学部では、段階的に4年制大学への移行を検討している。

また、安定して学生を確保する為には、都心に近く時代にマッチした横浜という立地条件を生かすなど学生募集対策が課題となっている。今後は、安定した学生確保を図ると同時に、寄附金、補助金、資産運用・事業収入等の外部資金の積極的な導入を行い帰属収入増に繋げて行くことが必要であると考えている。

「学校法人総持学園 施設設備総合整備計画」では、昭和56年以前の老朽化した施設については、文部科学省の補助金対象事業として、耐震補強を含めた改修事業の中で優先順位をつけ順次実施中であるため、多額な資金の効率的な運用が求められている。

また、本法人では、「鶴見大学報」において毎年の決算情報を掲載していたが、より広くより多くの方に学園を正しく理解していただくため、平成16年度よりホームページ上でも事業実績報告等の財務情報を公開している。今後は、各種のグラフや表等を多用するなど、見る者にとってよりわかりやすい表現方法を検討し、学園のイメージアップを図りたい。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本法人の「再構築小委員会」において、学園を再構築する為の諸方策が議論され最終答申が出されたが、その中で短期大学部では、段階的に4年制大学への移行を検討している。

また、安定して学生を確保する為には、都心に近く時代にマッチした横浜という立地条件を生かすなど学生募集対策が課題となっている。今後は、安定した学生確保を図ると同時に、寄附金、補助金、資産運用・事業収入等の外部資金の積極的な導入を行い帰属収入増に繋げて行くことが必要であると考えている。

「学校法人総持学園 施設設備総合整備計画」では、昭和56年以前の老朽化した施設については、文部科学省の補助金対象事業として、耐震補強を含めた改修事業の中で優先順位をつけ順次実施中であるため、多額な資金の効率的な運用が求められている。

また、本法人では、「鶴見大学報」において毎年の決算情報を掲載していたが、より広くより多くの方に学園を正しく理解していただくため、平成16年度よりホームページ上でも事業実績報告等の財務情報を公開している。今後は、各種のグラフや表等を多用するなど、見る者にとってよりわかりやすい表現方法を検討し、学園のイメージアップを図りたい。

基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

基準Ⅳ

リーダーシップとガバナンス

様式9－基準IV

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

基準IVの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) 基準IVの自己点検・評価の要約を記述する。

大学は公的機関として、安定性・継続性・公共性・信頼性・自主性・自立性において、その責務と役割を担っている。その責務と役割を全うするためには、私立学校法、学校教育法等関係法令を遵守して、ガバナンスを強化する必要がある。これを実現するためには、理事会と教授会の役割分担が極めて重要であり、また、監事や評議員の役割と機能強化も重要な要素となる。短期大学部では理事会と教授会、理事長と学長の相互連携のもと、その役割分担は適切に運用されている。また、監事及び評議員の役割と機能についても、関係法令に則り学内規程を定め適切に運用している。

(b) 基準IVの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

上記リーダーシップとガバナンスの実践行動計画においては、理事会・評議員会、教授会、全学及び短期大学部自己点検評価委員会の検証を通して、内部監査機能の充実を実行しつつも、特に平成23年度より監事機能の強化を図って、平成24年度においても監事の業務監査の充実を実施した。

[テーマ]**基準IV—A 理事長のリーダーシップ**

基準IV—Aの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

私立学校法並びに本学園寄附行為において、理事長の職務権限が明確に規定されており、本法人の公共性（情報の開示）や本法人の経営責任において、監事の監査機能と連動して理事長のリーダーシップは発揮されている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

理事会・評議員会、学内理事協議会及び危機管理委員会における審議事項において、新理事長による学校法人の運営全般特にガバナンス強化への取り組みについて、強いリーダーシップが図られている。今後は、更に短期大学部の自己点検・評価と教授会及び理事長・理事会との意思の連携を強化する。

[区分]**基準IV—A—1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。**

以下の観点を参照し、基準IV—A—1の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
- ①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
 - ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
- ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ②理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行なっている。
 - ⑦理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令に基づき適切に構成されている。
- ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
 - ②理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。
 - ③学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では、管理運営体制における意思決定は、教授会、評議会、理事会の連携の下で行われている。

教授会における意思決定は、主に事務部長会議、全学委員会、学部学科長連絡会議、全学自己点検評価委員会、学部長会議との連携の下に行われている。評議員会・理事会における意思決定は、主に将来計画委員会、学内理事協議会との連携の下に行われている。

教授会は、毎月1回の定例教授会の他、必要に応じて開催され、連携諸機関の協力を得て迅速かつ効率的な意思決定が行われている。

評議員会・理事会は、年2～4回開催されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の教授会は、学部単位で構成されており、全学的な教学に係る意思決定においては、学部・学科間の連絡調整に時間を費やす傾向にある。

評議員会・理事会は、その役割を鑑み、より迅速かつ効率的な意思決定を行うために、開催回数を改善する必要がある。

[テーマ]

基準IV—B 学長のリーダーシップ

基準IV—Bの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

学長は、短期大学部ばかりでなく大学の教育・研究上のトップであり、その教育活動全般についてリーダーシップを発揮する立場である。しかし、短期大学部の教育内容等を審議する教授会の運営については、短大部長と協働してリーダーシップを発揮することが実際的かつ、効率的であると判断し、この基本方針に沿って学則等、規程の改定を行い、適正に運用している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

学長が短期大学部の教育内容等についてリーダーシップを発揮するためには、これまで以上に学長と短大部長及び教授会との意思疎通を図ることが重要となった。

学長裁量経費の設定・運用についても検討を開始している。

[区分]

基準IV—B—1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

以下の観点を参照し、基準IV—B—1の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

②学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

③ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

①教授会を審議機関として適切に運営している。

②教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合には、その規程を有している。

③教授会の議事録を整備している。

④教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

⑤学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

第三者評価での指摘を受け、教授会の運営を実態に即して学則を改定した。その主な内

容は、職員組織に短大部長を、校務分掌に短大部長の役割を明記し、教授会の招集は学長又は短大部長がこれを掌ることとした。更に教授会の議長は、学長の命を受け、短大部長がこれを掌ることとし、短大部長に支障があるときは、学長があらかじめ指名した教授がこれを掌ることとした。学長と短大部長との意思疎通を図るため、また短期大学部と大学との連絡調整及び学長の諮問機関として、従前からある学部長会議の位置付けを明確にした。

この変更に基づき教授会規程も改定された。教授会は適正に運営されており、議事録も整備されている。保育科及び歯科衛生科における教育上の問題点が発生した場合は、学科長を中心にそれぞれの科会でまず審議検討され、その結論を教務委員会等の委員会審議を経て教授会で改めて審議し決定している。この間、両科長は必要に応じて短大部長、学長と連携を密にしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

教授会の招集について規定上は、“学長又は短大部長が必要と認めたとき”とあるが、実態に即して短大部長が教授会を招集することが多い。学長と短大部長の意思疎通を図るために学部長会議等があるとはいえ、学長は短大部長を通してリーダーシップを発揮することになる。短大部長は、これまで以上に学長との連携を密にし、その意向や意見を踏まえることが重要であるとの認識を共有している。

[テーマ]

基準IV—C ガバナンス

基準IV—Cの自己点検・評価の概要を記述する。

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

理事長・学長の意思決定やリーダーシップが短期大学部の向上・充実に対して必須であり、そのリーダーシップが充分に実現されていること、また監事、評議員会がそれぞれ私立学校法及び本学寄附行為の規定を遵守することがガバナンスを維持し、強化することに連なる。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

ガバナンス強化の一環である監事機能の充実という点においては、監事が2人とも非常勤であり、実質平常での業務監査が十分に行われていない状況下であったが、平成24年度においては、監事1人が週1日はフルタイムの業務監査体制を実施している。今後は内部監査体制の整備と共に、監事監査・内部監査そして会計監査の三様監査の充実を図っていく。

区分]

基準IV—C—1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行なっている。

以下の観点を参照し、基準IV—C—1の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本法人の監事の職務については、寄附行為第7条第2項に規定されており、職務は忠実に執行されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

監事1人の週1日フルタイムの業務監査体制が実施されているが、内部監査体制の整備を図り、監事監査と内部監査の連携強化を遂行する。

基準IV—C—2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

以下の観点を参照し、基準IV—C—2の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学園の評議員会及び評議員に関する規定は、本学園寄附行為第4章に規定されており、選任方法、議決事項、諮問事項、意見具申等において、規定通り執行されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

評議員会開催が、毎年度3～4回が通常であり、意見具申等において十二分には達成されていない状況である。

基準IV—C—3 ガバナンスが適切に機能している。

以下の観点を参照し、基準IV—C—3の自己点検・評価の概要を記述する。

[当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は、毎年度10月1日をもって、各会計部門全域に、翌年度の事業計画と予算についての基本的な編成方針を通達し、各部門ごとに部門の意向を集約した事業計画・予算編成業務に着手し、関係部門との調整の後、法人事務局で取りまとめを行なっている。その取りまとめは、法人の事業計画(案)、予算(案)となって事前に事務部長会議、学部長会議、学内理事協議会に諮られた後、理事会・評議員会において審議し執行される。執行された事業計画、予算については、毎年度中間期において、公認会計士を加えて、監事の間接監査を実施している。この中間監査では、学長、事務局長等学内の教職員がその実績を中心に説明を行なっており、短期大学部については、短大部長（理事）を中心に説明をしている。また、資産及び資金の運用についても、理事長を委員長とする資産運用管理委員会等を常置して管理しており、学校教育法施行規則、私立学校法、学校会計基準等の関係法規を遵守し、ガバナンス・内部統制が適切に機能している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

業務執行に関わる公認会計士と監事との意見交換、意見具申について実行しているが、実行回数及びその内容の充実を図る。

基準IVについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

選択的評価基準 1

教養教育の取り組みについて

様式10－教養教育

選択的評価基準

1. 教養教育の取り組みについて

以下の基準（1）～（4）について自己点検・評価の概要を記述する。

基準（1）教養教育の目的・目標を定めている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

多年本学の教養教育を担当してきた総合教育の部署が廃止となったことに伴い、平成21年4月より、教養教育に関する協議の場として新たに「教養教育委員会」を学部内に設置した。同委員会はその目的や目標を含む委員会の活動を規定した内規（別紙）を定めており、これに沿って鋭意、教養教育の在り方に関する検討を行なっている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

短期大学部の委員会設置とほぼ時を同じくして、全学的な共通教育の在り方を検討する全学委員会が学長の下に設置されたことから、当初は本学委員会の内規（第6条第2項）にある「全学的な情報交換」により大きな進展が見られるものと、全学委員会での議論に期待していたが、残念ながら学部を超えての取り組みは不調に終わり、各学部から寄せられ、検討を行なっていた共通教育に関する諸案もすべて行き先が不透明な状況となったようである。それゆえ、短期大学部としては、こうした結果をうけて、独自に教養教育の改革に取り組んでいくことが求められている。

そのため、短期大学部内での保育科と歯科衛生科両学科での共通教育の在り方を検討した。現在両学科で独自に行われている教養教育科目のうち、他学科が受講可能な科目を検討して、共通科目化することを話し合ったが、資格取得のための専門科目にますます多くの時間が割かれるため、現状では実現困難であるという結論に至った。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

他大学における取り組みなども参照しつつ、早急に必要な改善を行なっていくこととしているが、特に近年、短期大学士の称号授与が制度化されたことから、この称号に相応しい人材をいかに養成するか、そのために現行のカリキュラムをどのように改善すべきか、委員会で意見を持ち寄り、検討を開始したところである。

基準（2）教養教育の内容と実施体制が確立している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

短期大学部の保育・歯科衛生の両学科では、教育カリキュラムの編成において、従来から専門科目とのバランスに配慮した教養科目の設置を進めてきたが、しかし、実際の履修状況をみると、資格取得のための専門科目への偏りが顕著で、履修者ゼロの教養科目も少なくない。教養系の諸科目も含め、幅広く学べるようなゆとりが、充分学生に担保されていないのが実情である。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

委員会としては、現在開講されている教養系の諸科目が、時代に即応し、学生のニーズに合ったものとなっているかどうか、早急な点検が必要と思われる。特に情報・環境その他さまざまな機能的なリテラシーの向上を図り、社会人基礎力を十分に身につけられるように、授業を工夫・改善しなければならないと思われる。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

前述のような観点から、教養科目の授業を見直し、また学生のニーズにも配慮した新たな教養科目の設置などを検討している。

基準（3）教養教育を行う方法が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

数年前より、語学以外の教養系科目（宗教学など）でも、視覚教材やIT機器の導入を積極的に進められているが、いまだ充分とはいえない。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

視覚教材やIT機器の導入を計るとともに、旧来の一方的な講義形式を参加型の授業形態に変えるなど、学生が意欲的に進んで授業に取り組めるよう、早急に改善しなければならない。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

教員の技量や能力を高めるために、FD活動の一環として授業公開などが本格的に開始されているが、今後は更にこれを推し進める必要があると考え、FD委員会とも連携しながら、教員相互に力量を高め合い、授業の改善に繋げて行くこととしている。

基準（4）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

担当教員はそれぞれに改善への取り組みを行なっているものの、全体的な取り組みの測定・評価を適切に行う評価システムが十分に構築されているとはいえない状況である。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

哲学や社会学等の教養科目が、最近履修者ゼロといった状況も生まれている。その原因を早急に見出し、改善を図ることが喫緊の課題となっている。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

学科の専門性に配慮し、学生が進んで履修したいと思うような魅力ある授業を提供できるよう、さまざまな工夫や改善を行うとともに、当該学科のカリキュラム全体を見直し、新たに設けるべき科目について検討を行う必要がある。

そのためには、再度、全学共通科目を検討する全学委員会の下に、建学の精神を深く理解できる内容、社会への自己の関わりを考える内容、勉学への態度や基本技能の習得を目的とする内容の科目という観点から教養科目を考えていく必要がある。

選択的評価基準 2

職業教育の取り組みについて

様式 1 1 - 職業教育

選択的評価基準

2. 職業教育の取り組みについて

以下の基準（１）～（６）について自己点検・評価の概要を記述する。

基準（１）短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

保育科は保育者養成を目的とした学科であり、教育課程がそのまま職業教育になっている。授業や実習を通して職業教育が行われていると考えてよい。

[歯科衛生科]

歯科衛生科は歯科衛生士養成を目的とした学科であり、保育科と同様に、教育課程がそのまま職業教育になっている。授業や実習を通して職業教育が行われていると考えてよい。特に、２年生後期から３年生前期の歯科臨床実習では、歯学部附属病院の各科と歯科診療所において、臨床参加型の実習を行っており、卒業後すぐに歯科衛生士として勤務することができるように指導を受けている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

リカレントの場の提供は現在行なっておらず、今後の課題である。平成２３年８月には２２年に引続き教員免許更新講習（正式には「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」に関する免許状更新講習）を次の通り実施し、本学の卒業生に学び直しを提供しているが、保育科の教育活動の一環としてリカレントの場を設定することが必要である。平成２４年度は、教室棟の耐震補強改修工事のため実施できなかった。

教員免許更新講習実施状況

	開講科目数	開 講 期 間	受講延べ人数
平成２４年度	教室棟の耐震補強改修工事のため実施せず		
平成２３年度	6	平成２３年８月３日～５日	294人
平成２２年度	6	平成２２年８月４日～６日	230人

[歯科衛生科]

本学はこれまで歯科衛生士国家試験において高い合格率を続けてきたが、今後もそれを維持することが必要である。また、本学では鶴見大学短期大学部保健学会や鶴見大学文学部・短期大学同窓会においてリカレント講座を開催しているが、他校では卒業生に対するリカレントを大学として実施している所もあり、今後、本学でも大学としてリカレントを実施することを検討する必要がある。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

文学部・短期大学部同窓会主催のリカレント研修や、鶴見大学短期大学部保健学会主催の講演会のほか、大学としてもリカレントを実施する具体的な設定の検討が必要である。

基準（２）職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

基準（３）職業教育の内容と実施体制が確立している。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

歯科衛生科は、歯科衛生士の養成を目的とした学科であり、教育活動がそのまま職業教育の実施体制として確立している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

現在、卒業生の96～100%が歯科衛生士国家試験に合格し、歯科衛生士の資格を取得しているが、教育課程に不断の点検、評価を行い、更に充実させる必要がある。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

現在、カリキュラムの改訂を決定し、平成26年度から実施する計画である。

基準(4) 学び直し(リカレント)の場としての門戸を開いている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

歯科衛生科では、本格的なリカレントの場の設定をまだ実施しておらず、今後の課題である。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

歯科衛生科では、本格的なリカレント教育について検討することが、今後の課題である。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

歯科衛生科では、リカレント教育の場の具体的な設定が必要である。

基準（５）職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

歯科衛生士教員は、全国歯科衛生士教育協議会主催の歯科衛生士専任教員講習会Ⅰ～Ⅴを受講し、認定歯科衛生士教員の資格を取得し、更に同講習会Ⅵを受講して、認定の更新を行なっている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

歯科衛生士教員は、（a）で述べた講習会を受講することが課題である。また、他の教員も、同様に研修を持続することが求められている。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

基準（６）職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

（a）自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

歯科衛生科は、歯科衛生士養成を目的とした学科であり、その教育効果は毎年の歯科衛生士国家試験の高い合格率で評価されている。また、就職先の歯科医院からの高い評価にも表れている。

（b）自己点検・評価を基に課題を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

歯科衛生士国家試験の高い合格率を維持することが課題である。

（c）自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

[保育科]

[歯科衛生科]

選択的評価基準 3

地域貢献の取り組みについて

様式12-地域貢献

選択的評価基準

3. 地域貢献の取り組みについて

以下の基準(1)～(3)について自己点検・評価の概要を記述する。

基準(1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

地域社会に向けて「生涯学習セミナー」を生涯学習事務室が担当し毎年開講している。平成24年度は第1クール(春期講座)と第2クール(秋期講座)を合わせて166講座を開講し、4,587人の受講者があった。そのうち短期大学部教員が担当した講座は、平成24年度第1クール、第2クール合わせて9講座で135人が受講した。

平成24年度「生涯学習セミナー」開講状況

	講 座 数	受 講 者 数
第1クール	71 (4)	2,077人(61人)
第2クール	95 (5)	2,510人(74人)
計	166 (9)	4,587人(135人)

()内の数字は短期大学部教員担当講座数・受講者数のうち数

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準(2) 地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行なっている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[保育科]

・JICA横浜センターが実施する平成24年度地域別研修「乳・幼児を対象とした就学前教育の拡充(中東地域)」の受け入れについて

平成16年度より実施し、9年目に入る標記の交流については、平成24年11月26日(月)～12月7日(金)の期間で本学を主会場に研修生としてヨルダン、エジプト、モロッコ、チュニジアの教育省など国の行政機関の部長、課長、幼稚園教諭の計9名を受け入れ実施した。

・「保育実習」「教育実習」の科目で地域にある保育園、障害者施設、幼稚園等で継続的に実習を実施する中で、あるいは神奈川県保育士養成施設協会主催「保育士を志す学生の集い」や「神奈川県保育のつどい」等の行事に参加する中で交流活動を行なっている。

[歯科衛生科]

2年後期ないし3年前期の「臨地実習」の科目で、鶴見区内の21の小学校をはじめ、

幼稚園、保育園、特別支援学校、障がい者支援施設、介護老人保健施設等において、各ライフステージ、障がいの程度に応じた歯科保健指導ができるよう実習を行うと同時に、地域の学校・施設への歯科保健指導活動を行なっている。また、鶴見区歯科医師会主催の6月の歯の衛生週間を中心とした鶴見福祉保健センター等の行事や、神奈川県歯科医師会主催の總持寺境内にある歯塚供養にも毎年参加をする等交流活動を行なっている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域に貢献している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

[過去3ヵ年(平成22年度～24年度)の学生による地域的活動、地域貢献、ボランティア活動等のデータ]

①公認団体の活動

○合唱部

近隣の病院や老人福祉施設等で、レクリエーションの時間に合唱を発表している。

平成22年度：平和病院—1回

平成23年度：平和病院—2回

平成24年度：特になし

○児童文化部みつる会

人形劇等の公演活動を、近隣の児童館や保育園・幼稚園・育児サークル等で実施している。夏休みには、全国の寺院等に宿泊しながら子供向けの人形劇や指遊び等の実演を行なっている。近年とみに地域への知名度が定着し、実演依頼も増加している。平成19年度には(財)学生サポートセンターによる「学生ボランティア団体」助成団体に採用された。この慶事を受けて平成20年11月14日には同センター主催の第1回「全国学生ボランティア」がグランドプリンスホテル赤坂において開催、全国から助成対象となった170余の大学のうち、80大学の学生・教職員が招待された。当日は4大学(一橋大学、名城大学、奈良女子大学、鶴見大学)が代表として活動の発表を行い、児童文化部みつる会もその一つとして発表を行なった。中でもパネルシアターやヘビダンス等の実演は大きな喝采を浴びた。

<平成22年度>

実演7回(鶴見乳児福祉センター、地域子育てセンターむかで、森崎保育園、町田保育園、徳持保育園、神大寺地区センター、小杉子ども文化センター)。

平成22年度は部員全員が一年生のため夏期の巡回は行わず、実演の練習や鶴見区内

の児童施設を回り子どもたちの前で人形劇やヘビダンスを披露した。

<平成23年度>

実演2回（わんぱくサークル、子育てサークル）。

平成23年度は部員が少なく、夏期の巡回は行なわず鶴見区内の施設で、人形劇やヘビダンスを披露した。

<平成24年度>

8月に東北へ夏期巡業を行なった。また、9月には、みなとみらいQueen's Squareにて大学・都市パートナーシップ協議会、横浜市主催の「ヨコハマ大学まつり2012」に参加し、人形劇やヘビダンスを披露した。

○生物部

自然環境の大切さを、自然観察会・写真展等を通じて発表している。

平成22年度：鶴見大学会館写真展・親子で学ぶ生活と理科の教室

平成23年度：特になし

平成24年度：特になし

○茶道部

活動の一環として総持寺での行事に参加、地域との交流を図っている。

平成22年度：総持寺「倚松庵特別公開事業茶会」参加

平成23年度：三溪園秋季慈善茶会（ライオンズクラブ主催）参加
総持寺「倚松庵特別公開事業茶会」参加

平成24年度：総持寺「御移東茶会」（つるみ夢ひろば in 総持寺）参加

○国際対口腔ガンボランティア協力隊

海外医療現場視察と国内医科関連行事におけるボランティアを主な活動内容として、医療従事者として備えるべき「ボランティア精神」を大学生活の中で実現することを目標としている。

平成22年度：横浜ほうゆう病院における口腔ケア活動（全13回）・総合南東北病院における地域医療の見学・みなとみらいQueen's Squareにて横浜市歯科医師会主催の無料歯科検診に参加・歯科医療国際協力協議会（JAICOH）学生研修会に参加・宮古島の介護老人保健施設を巡回

平成23年度：横浜ほうゆう病院における口腔ケア活動（全5回）、みなとみらいQueen's Squareにて横浜市歯科医師会主催の「歯の衛生週間フェスティバル」内での口腔外科関連相談コーナーにて教員のアシスト。

平成24年度：みなとみらいQueen's Squareにて横浜市歯科医師会主催の「歯の衛生週間フェスティバル」内での口腔外科関連相談コーナーにて

教員のアシスト。

○書道部

特別養護老人ホームにおいて、利用者に書道指導を行なっている。

平成22年度：特になし

平成23年度：特になし

平成24年度：特別養護老人ホームやよい苑—7回

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学のボランティア活動は、主として文科系の課外活動団体によって行われている。保育科、歯科衛生科は、カリキュラムの編成が非常に過密となっており、実習中心の学科であることや、好転しない経済状況下にアルバイトを行わなければならない学生もいて、課外活動に参加するには厳しい条件となっている。

ボランティア活動の歴史が古い団体でも、部員の確保ができず継続が困難な団体が出てきている。

(c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

平成25年度 鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会委員

- 委員長 渡辺孝章（短期大学部長）
A L O 上田 衛（保育科長・短期大学部教授）
委員 後藤仁敏（歯科衛生科長・短期大学部教授）
委員 斎藤 晃（短期大学部教授）
委員 小澤晶子（短期大学部教授）
委員 黒井和男（学生支援センター事務部長）
委員 芳崎やよい（学生支援センター事務部短期大学部教学課長）
委員 海野雅央（学生支援センター事務部短期大学部教学課専門職）
書記 佐藤詩穂（学生支援センター事務部短期大学部教学課グループ
リーダー）

自己点検・評価報告書 平成24年度版

発行日 平成25年12月30日

発行者 鶴見大学短期大学部

学長 木村清孝